

第三次 もろやま男女共同参画プラン

毛呂山町DV防止基本計画
毛呂山町女性活躍推進計画

～ 認め合い 男女できずく 毛呂山の誇り ～



平成28年3月

毛 呂 山 町

はじめに



近年、少子高齢化の進行、雇用形態の多様化、頻発する自然災害など私たちを取り巻く社会環境は急速に変化しています。中でも、少子化の進行は、社会経済を支える生産年齢人口の減少につながり、社会の活力を維持していくうえでの影響が懸念されます。こうした変化に対応し、活力ある社会をつくるためには、「一人ひとりが性別にかかわらず、お互いにその人らしさを尊重し合い、個人の能力を発揮し、多様な生き方ができる男女共同参画社会」の実現が不可欠です。

毛呂山町では、平成11年の「もろやま男女共生プラン」の策定をスタートに男女共同参画を推進するさまざまな施策に取り組んでまいりましたが、いまだ固定的性別役割分担意識、女性に対する暴力など、家庭、職場、地域において解決しなければならない課題が依然として残っている状況です。また、結婚、出産、育児、介護といったライフイベントにともなう課題は、もはや女性だけが直面する問題ではなく、男女がともに仕事と育児・介護等の両立ができる環境づくりなど、ワーク・ライフ・バランスが実現した社会を目指す取り組みが必要です。

このような課題に的確に対応していくために、このたび「第三次もろやま男女共同参画プラン～認め合い 男女できずく 毛呂山の誇り～」を策定いたしました。この男女共同参画プランは、「毛呂山町DV防止基本計画」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく推進計画」を含めた施策内容となっています。

今後は、このプランに基づき、町民、事業者、教育関係者の方々との協働により男女共同参画の一層の推進に努めてまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました毛呂山町男女共同参画推進会議委員の皆様をはじめ、意識調査・パブリックコメントを通してご協力いただきました町民の皆さま並びに関係者の方々に心から感謝申し上げます。

平成28年3月

毛呂山町長

井上 健次

第三次もろやま男女共同参画プラン

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 策定の趣旨と背景	1
第2節 計画の位置付けと性格	2
第3節 計画の期間	3
第4節 計画の策定体制	3
第5節 国・県・町の動き	3
第2章 毛呂山町の現状と課題	7
第1節 人口等の動向	7
第2節 住民意識調査及び中学生意識調査	15
第3章 計画の基本的事項	27
第1節 計画の基本理念	27
第2節 計画の目標	28
第3節 計画の体系	30
第4章 施策の展開	31
Ⅰ 男女共同参画の意識づくり	31
Ⅱ 女性が働き続けるための条件整備【毛呂山町女性活躍推進計画を含む】	39
Ⅲ 社会活動への女性の参画促進【毛呂山町女性活躍推進計画を含む】	48
Ⅳ 女性の健康と福祉の向上【毛呂山町DV防止基本計画を含む】	60
第5章 計画の推進	71
第1節 計画の推進体制	71
第2節 計画の評価方法	72

資料編	73
1 第三次もろやま男女共同参画プラン策定の経緯	73
2 毛呂山町男女共同参画推進会議設置要綱	74
3 毛呂山町男女共同参画推進会議委員名簿	75
4 毛呂山町DV等対策庁内連携会議設置要綱	76
5 第三次もろやま男女共同参画プラン策定委員会委員名簿	78
6 関係法令	79

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

第1節 策定の趣旨と背景

男女共同参画社会¹とは、男女がお互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、女性にとっても男性にとっても性別にかかわらず生きやすい社会を実現することです。

また、日本国憲法の第14条第1項には「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と明記されています。この憲法のもと、昭和60年5月の「男女雇用機会均等法²」、平成11年6月の「男女共同参画社会基本法³」などの法律や制度が整備され、全国的な男女共同参画の推進が図られてきました。

現在の我が国は、少子高齢化の進行と人口減少時代の到来に加え、核家族化が進み、子育てや介護等、家庭や地域でお互いに助け合い支え合う機能が弱まるなど社会環境が変化する一方で、労働力人口の減少や非正規労働者の増加、経済格差の拡大といった現代社会の課題を解決するためには、男女共同参画社会の実現が必要不可欠になっています。

また、配偶者等からの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）⁴などの被害や、児童・高齢者等への虐待などが増加し、女性や子どもの人権が侵害されている問題が深刻化しており、それらの根絶に向けた社会的な取組みが重要になっています。

このような中、本町では、一人ひとりが性別にかかわらず、お互いにその人らしさを尊重し合い、個人の能力を發揮し、多様な生き方ができる社会の実現に向けて、平成11年3月に「もろやま男女共生プラン」を策定し、平成18年3月には「第二次もろやま男女共生プラン（以下、第二次計画）」を策定しました。

1 男女共同参画社会

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法第2条）をいいます。

2 男女雇用機会均等法

正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」といいます。雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を目的として、昭和61年4月から施行された法律です。同法では労働者の募集・採用、配置・昇進、福利厚生、定年・退職などにおいて男女間の差別の禁止などが規定されています。

3 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月に公布、施行されました。

本計画は、第二次計画の計画期間が、平成27年度で終了するため、これまでの取組みの成果や検証、住民意識及び社会経済状況の変化等を踏まえて、新たな課題への取組みを示し、「第三次もろやま男女共同参画プラン～認め合い 男女できずく 毛呂山の誇り～」として策定したものです。

第2節 計画の位置付けと性格

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」の第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置付けられるものであり、本町の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めていくための基本計画です。
- (2) この計画は、国の「男女共同参画基本計画」や県の「埼玉県男女共同参画基本計画」を勘案した計画です。
- (3) この計画は、「第五次毛呂山町総合振興計画」の部門別計画の一つであり、関連する町の部門別計画と整合性を図り策定します。
- (4) この計画は、平成19年に改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律⁵」第2条の3第3項に基づく、本町における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(市町村DV防止基本計画)」を含みます。
- (5) この計画は、平成27年に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律⁶」第6条の2に基づく市町村推進計画を含みます。

4 配偶者等からの暴力(DV:ドメスティック・バイオレンス)

一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からふるわれる暴力」のことを示すとされます。「暴力」とは、身体に対する暴力又はこれに準ずる有害な影響を及ぼす言動をさします。

5 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律

DVは家庭内の問題としてとらえられ、被害者の救済が必ずしも十分に行われていませんでしたが、2001(平成13)年10月に施行された同法により、DV加害者に対して被害者への接近禁止命令や住居からの退去命令などを発することができるようになりました。

6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、平成27年8月に成立した法律です。この法律により、平成28年4月1日から、国、地方自治体や労働者301人以上の大企業は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが新たに義務づけられます。

第3節 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度～平成36年度までの10年間とし、必要に応じて見直しを行っていくものとします。



第4節 計画の策定体制

次の組織において計画の策定を行いました。

- (1) 毛呂山町男女共同参画推進会議
- (2) 第三次もろやま男女共同参画プラン策定委員会

また、計画素案についてパブリックコメントを実施し、計画に町民の意見をより反映できるよう努めました。

第5節 国・県・町の動き

(1) 国内の動き

我が国においては、日本国憲法に男女平等の理念がうたわれ、国際協調の下に男女共同参画が推進されてきました。

国際婦人年の昭和50年に総理府に内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置されるとともに、婦人問題担当室が業務を開始しました。また、昭和52年には婦人問題企画推進本部において「国内行動計画」を策定しました。

昭和60年には「女子差別撤廃条約⁷」を批准しました。「女子差別撤廃条約」の批准にあたり、批准に向けた法整備等を行ったことにより、法制面におけるさまざまな成果がみられました。「男女雇用機会均等法」もこの年に制定されました。

7 女子差別撤廃条約

正式名称は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」といいます。あらゆる分野において女性差別を撤廃し、男女平等な権利の確立をめざして、1979年に国連総会で採択され、日本は国籍法の改正や男女雇用機会均等法の公布、家庭科男女共修等の措置を講じた後の1985年に批准しました。

平成3年には「育児休業法」が、平成7年には「育児・介護休業法⁸」が制定され、職業生活と家庭生活両立のための環境整備がなされました。

平成8年には、「男女共同参画2000年プラン」を策定し、「北京行動綱領」で示された国際規範・基準等を取り入れた施策を推進することになりました。

平成11年には、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的に「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成12年にはこの法律に基づく計画として「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成13年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、平成19年、平成25年に改定されました。

また、平成25年には、「ストーカー規制法⁹」の改正が行われるなど、男女共同参画推進のための法整備は進みつつありますが、より実効性のあるものとするため、さまざまな改正がなされています。

さらに、平成27年8月には、女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用が行われること等を目的とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立しました。

（2）埼玉県の動き

埼玉県では、こうした世界や国の動きに呼応し、庁内における推進体制や諮問機関の整備に取り組むとともに、平成12年には全国に先駆けて「埼玉県男女共同参画推進条例」を制定、平成22年度までを計画期間とする「埼玉県男女共同参画推進プラン」を策定し、施策の推進を図ってきました。この計画の中間年にあたる平成19年には、その間の社会情勢や県民ニーズに対応するための計画の見直しを図っています。

また、平成20年には「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」の改定を行い、平成21年からは男女共同参画推進センターや併設するキャリアセンターにおいて、経済的な助成をはじめとした女性の就労支援に努めるなど、取組みの一層の充実を進めています。

8 育児・介護休業法

仕事と家庭の両立支援対策を充実するため、平成3年5月に施行された法律です。同法では、労働者が退職せずに育児や介護を行うことができるよう、休業、時間外労働の制限、勤務時間短縮制度等の措置について定められています。

9 ストーカー規制法

ストーカー行為に対する処罰などの規制と、被害者に対する援助を定め、平成12年に成立した法律です。正式名称は「ストーカー行為等の規制等に関する法律」。ストーカーとは、一方的に関心をいだいた相手がいやがるにもかかわらず、執拗につきまとう人のことをいいます。

さらに、平成24年には、働く場における女性の活躍を支援するためウーマノミクスを推進するとともに、同年、国の「第3次男女共同参画基本計画」を踏まえた「埼玉県男女共同参画基本計画（平成24～28年度）」を策定。経済状況や防災対策等の課題に即した計画に基づいた推進をしています。

（3）本町の動き

毛呂山町では、平成5年に初めて女性の町政に対する意見交換の場として、「女性町政座談会」を開催。翌年の平成6年には、女性問題の現状と施策及び女性の地位向上を促進するため「毛呂山町女性会議」を設置し、以後は同会議を中心として男女共同参画社会の実現を目指し平成8年に「女性フォーラム」を開催、また平成9年に庁内組織として設置された「毛呂山町女性行動計画策定委員会」とともに、平成11年3月に「もろやま男女共生プラン」を策定しました。

平成15年には、社会状況の変化や国内外での男女共同参画施策を取り巻く背景を踏まえ「もろやま男女共生プラン」を改定し、平成18年3月に「第二次もろやま男女共生プラン」を策定しました。

平成27年度には、現行プランの計画期間終了にともない、町民の男女共同参画に関する意識を把握するために実施した「男女共同参画に関する意識調査」の結果、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を踏まえた「第三次もろやま男女共同参画プラン」を策定しました。



第2章 毛呂山町の現状と課題

第2章 毛呂山町の現状と課題

第1節 人口等の動向

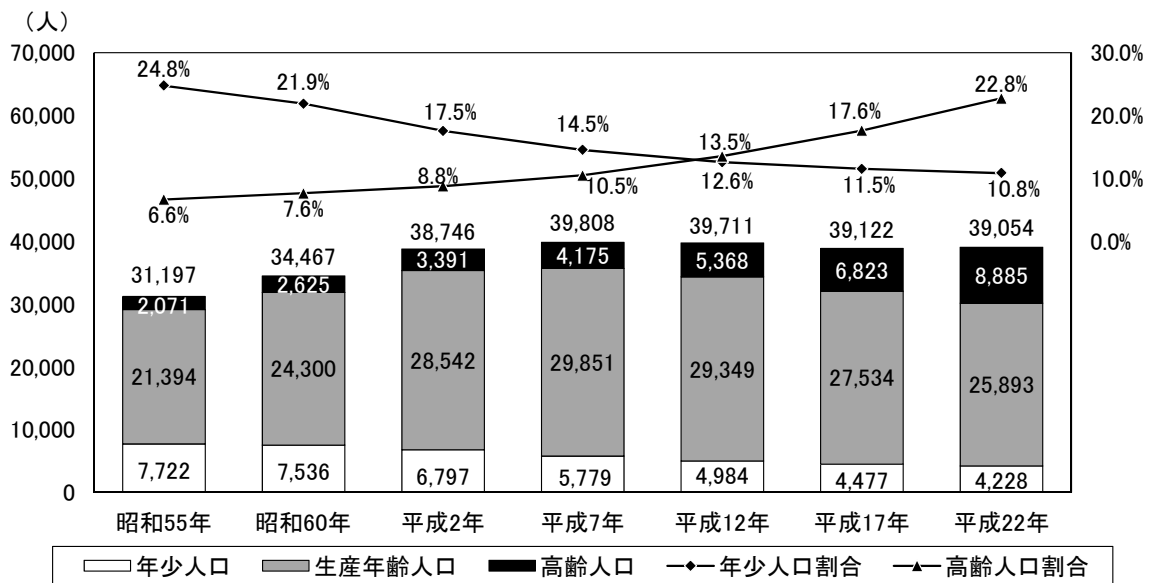
(1) 人口動態

①人口等の推移

本町の人口推移をみると、平成7年までは増加傾向でしたが、以降は微減傾向となっています。

また、高齢人口割合（65歳以上）は上昇を続けており、平成22年には22.8%と、5人に1人以上が65歳以上となっています。

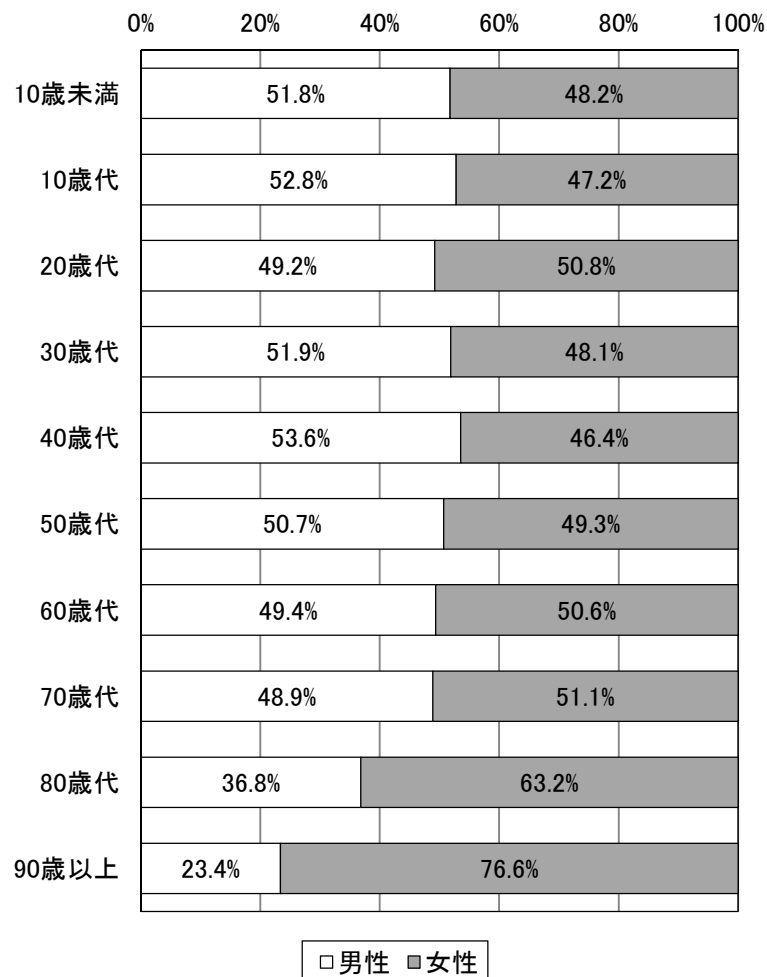
一方、年少人口割合（15歳未満）は昭和55年で24.8%だったものが、平成22年には10.8%と半減しています。



※資料：国勢調査

②世代別の男女構成比

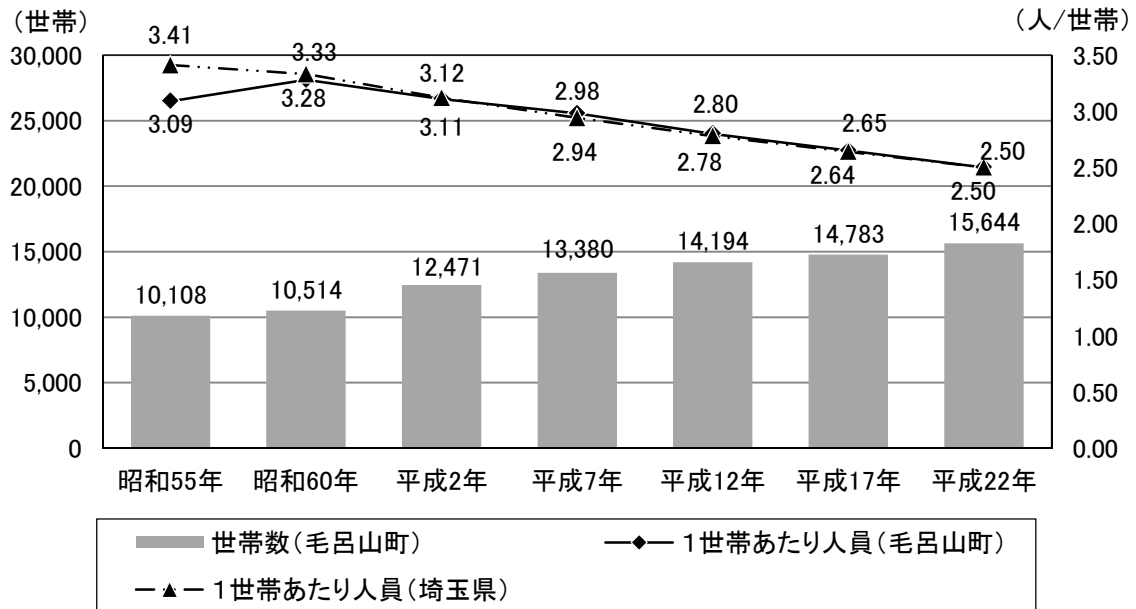
平成22年における世代別の男女構成比をみると、概ね50歳代までは男性の割合が高いものの、60歳代以上では女性の割合が男性の割合を上回っており、世代が高くなるにつれて女性の割合が高くなっています。



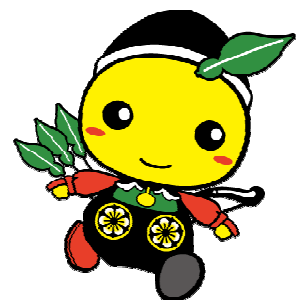
※資料：平成22年国勢調査

③世帯数及び1世帯あたり人員の推移

本町における一般世帯数は増加傾向にありますが、1世帯あたり人員は県平均と同様に減少傾向にあり、平成22年時点で2.50人と、世帯の小規模化（単身世帯など）が進行しています。



※資料：国勢調査

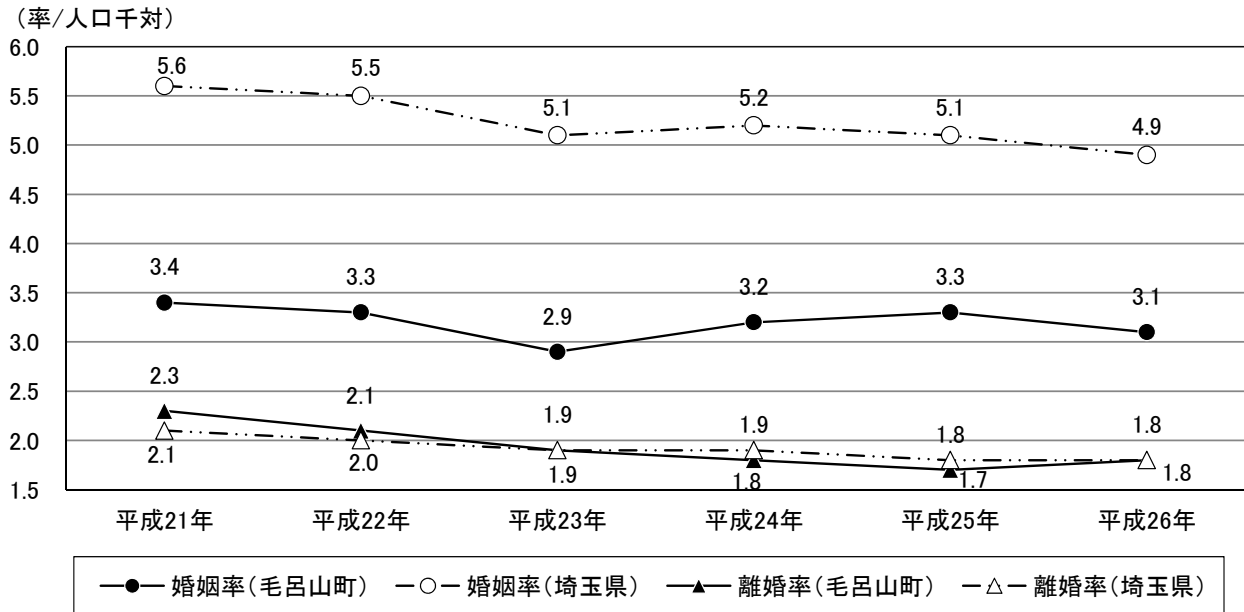


(2) 婚姻・離婚の状況

① 婚姻・離婚率の推移の状況

本町の婚姻率（人口千人当たりの婚姻数）は県平均を下回って、平成26年では3.1となっており、県平均と1.8ポイントの開きがあります。

また、離婚率（人口千人当たりの離婚数）は概ね県平均と同様となっており、平成26年では1.8となっています。

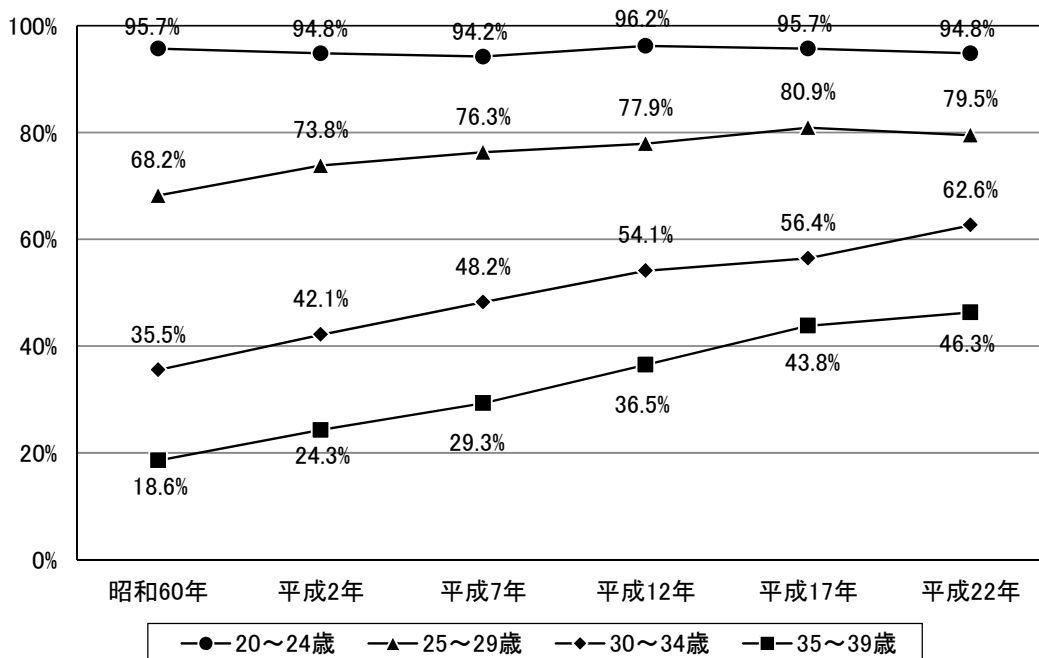


※資料：埼玉県人口動態概況

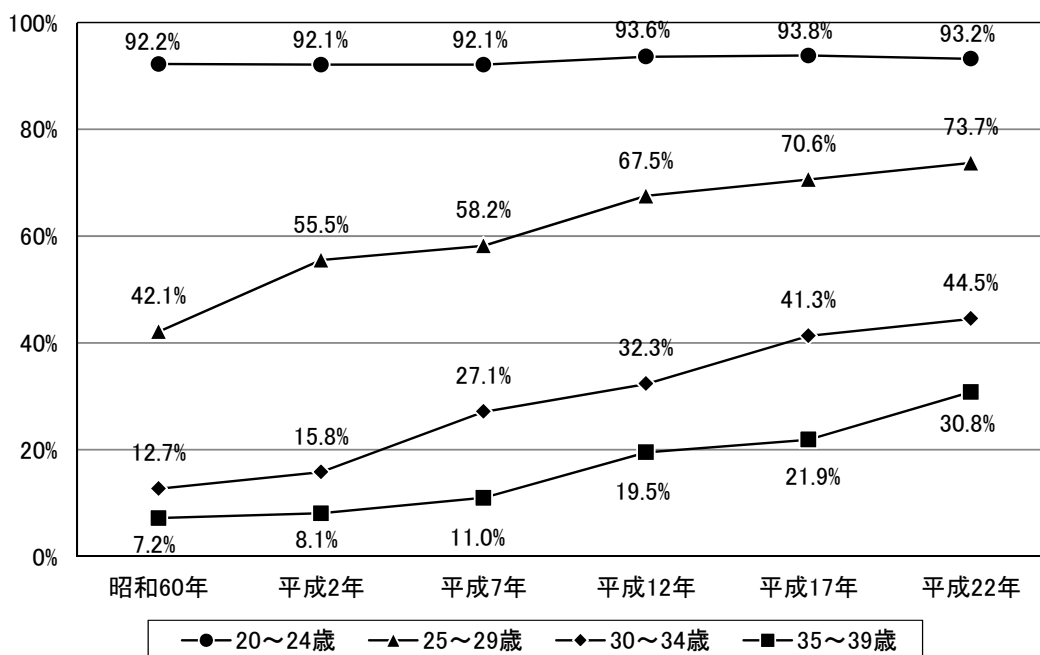
②未婚率の推移

本町の年齢別未婚率の推移をみると、25歳以上での上昇は依然として続いており、非婚化・晩婚化の進行がうかがえます。

【男性】



【女性】



※資料：国勢調査



(3) 就労状況等の推移

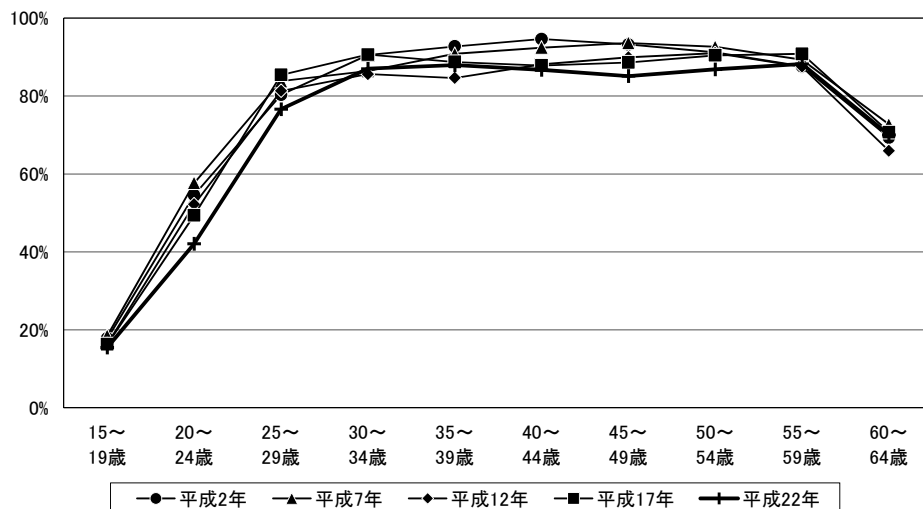
①男女別就労状況

男性の就業率は、社会経済の悪化に伴い年ごとに低下していますが、反対に女性では、特に25歳以上で就業率の上昇がみられ、働く女性の割合が増えたことを示しています。

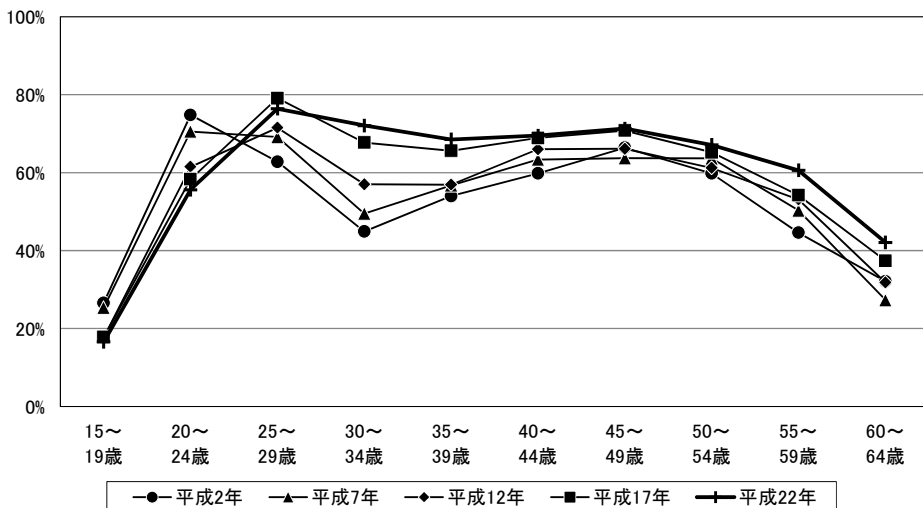
また、女性の就業率を年齢に沿ってみていくと、いわゆる「M字型曲線¹⁰」を示しており、30歳前後で結婚や出産のため離職する傾向があることが分かります。

しかし、平成17年、平成22年では30歳前後でのカーブが緩やかになっており、女性の就業率が高まっています。

【男性】



【女性】



※資料：国勢調査

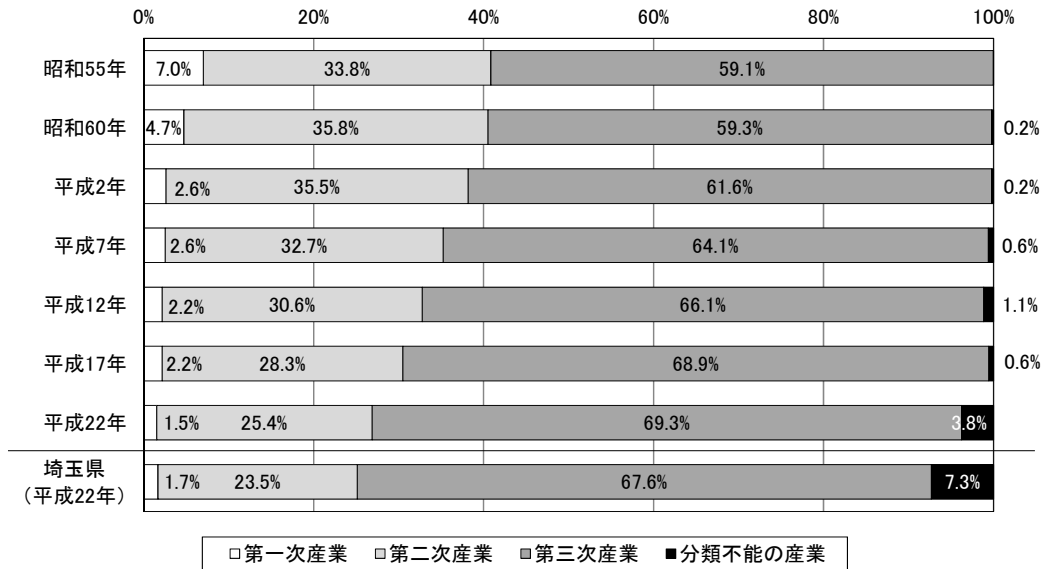
10 M字型曲線

女性の年齢別就業率（労働力人口比率、労働力率）を折れ線グラフでみた場合、学卒後と子育て終了後を2つの山とし、その間の子育て期が谷のようになって、ちょうどMの字のような形になっていることをいいます。

②産業別就労人口の推移

産業別就業者の割合の推移をみると、第一次産業及び第二次産業の減少と第三次産業の増加傾向がみられます。

平成22年度では、全就業者の約7割が第三次産業に従事しており、概ね県平均と同様の割合となっています。



※資料：国勢調査





③産業別女性の就労人口

平成22年の産業別（大分類）就業状況をみると、就業者全体では製造業に従事する人の割合が18.1%を占め最も多く、次いで医療・福祉（17.4%）、卸売業・小売業（14.4%）と続きます。

一方、女性の産業別就業状況をみると、業種ごとの就業者に占める女性の割合は「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」や「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉」で50%を超えており、特に「医療、福祉」分野では、75%以上が女性となっています。こうした業種では、女性労働力が重要なポイントを占めていることが分かります。

人口区分 産業区分		全就業人口		女性就業人口			
		人数 (人) (A)	全就業人口に占める割合 (%) (A/AC)	人数 (人) (B)	全就業人口に占める割合 (%) (B/AC)	女性就業人口に占める割合 (%) (B/BC)	業種別総数に占める割合 (%) (B/A)
総数 (C)		17,215	100.0%	7,650	44.4%	100.0%	44.4%
第一次	農業	262	1.5%	75	0.4%	1.0%	28.6%
	林業	2	0.0%	0	0.0%	0.0%	0.0%
	漁業	0	0.0%	0	0.0%	0.0%	0.0%
第二次	鉱業	3	0.0%	0	0.0%	0.0%	0.0%
	建設業	1,254	7.3%	175	1.0%	2.3%	14.0%
	製造業	3,110	18.1%	958	5.6%	12.5%	30.8%
第三次	電気・ガス・熱供給・水道業	82	0.5%	12	0.1%	0.2%	14.6%
	情報通信業	223	1.3%	52	0.3%	0.7%	23.3%
	運輸業、郵便業	1,006	5.8%	166	1.0%	2.2%	16.5%
	卸売業、小売業	2,479	14.4%	1,297	7.5%	17.0%	52.3%
	金融業、保険業	252	1.5%	160	0.9%	2.1%	63.5%
	不動産業、物品賃貸業	241	1.4%	81	0.5%	1.1%	33.6%
	学術研究、専門・技術サービス業	294	1.7%	79	0.5%	1.0%	26.9%
	宿泊業、飲食サービス業	1,023	5.9%	637	3.7%	8.3%	62.3%
	生活関連サービス業、娯楽業	906	5.3%	536	3.1%	7.0%	59.2%
	教育、学習支援業	778	4.5%	379	2.2%	5.0%	48.7%
	医療、福祉	2,997	17.4%	2,268	13.2%	29.6%	75.7%
	複合サービス事業	64	0.4%	26	0.2%	0.3%	40.6%
	サービス業（その他）	1,032	6.0%	336	2.0%	4.4%	32.6%
	公務	560	3.3%	125	0.7%	1.6%	22.3%
その他	647	3.8%	288	1.7%	3.8%	44.5%	

※資料：平成22年国勢調査

※網掛けの業種は、業種別の総数に占める女性の割合が50%以上の業種

第2節 住民意識調査及び中学生意識調査

1 調査結果概要

(1) 調査の目的

平成27年度に「第三次もろやま男女共同参画プラン」を策定するにあたり、町民の男女共同参画に関する意識の把握及び町が取り組むべき施策の基礎資料とするため、住民意識調査及び中学生意識調査を実施しました。

(2) 調査実施期間

住民意識調査：平成27年5月29日（金）～平成27年6月15日（月）

中学生意識調査：平成27年6月1日（月）～平成27年6月15日（月）

(3) 調査実施対象者

住民意識調査：町内在住の20歳以上の方を無作為抽出。合計2,000名

中学生意識調査：町立中学校1年生全員

(4) 調査票の配布・回収方法

住民意識調査：返信用封筒を同封して発送・郵送回収

中学生意識調査：学校経由で配布・回収

(5) 調査票の回答数及び有効回答率

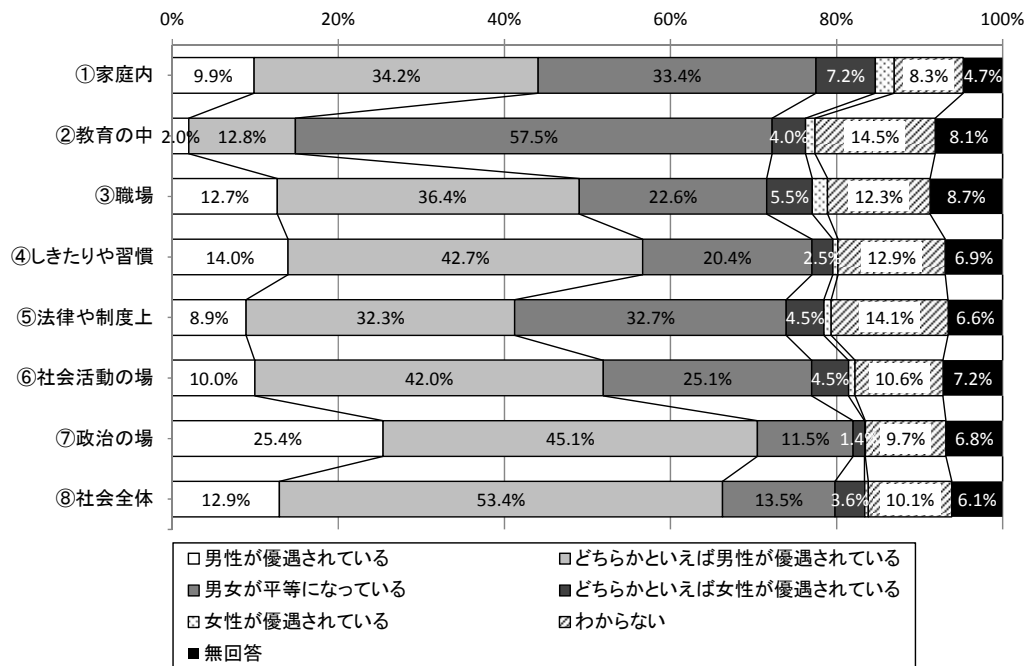
対象	配布数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
住民	2,000	1,146	57.3%	1,144	57.2%
中学生	286	286	100.0%	283	99.0%

2 調査結果抜粋（20歳以上）

【1 男女平等意識について】

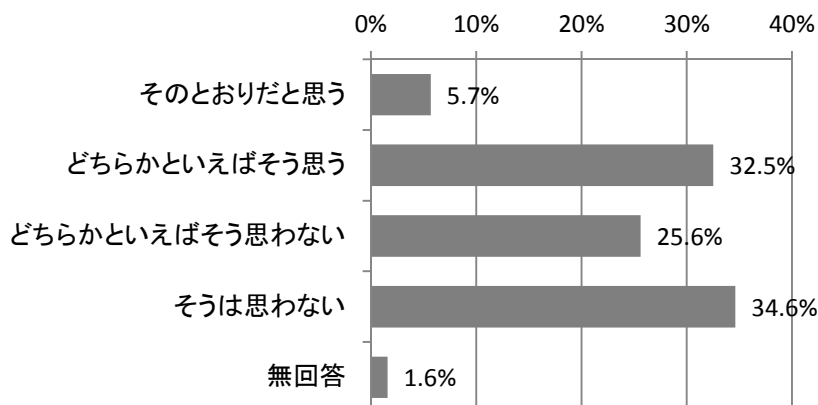
問 あなたは、次の分野で男女の地位はどうなっていると思いますか。

「男性が優遇されている」の項目では、「政治の場」が25.4%と最も多く、「男女が平等になっている」の項目では、「教育の中」が57.5%となっています。「女性が優遇されている」、「どちらかといえば女性が優遇されている」を合わせてもすべての項目で1割弱となっています。



問 あなたは、「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担の考え方を、どのように思いますか。

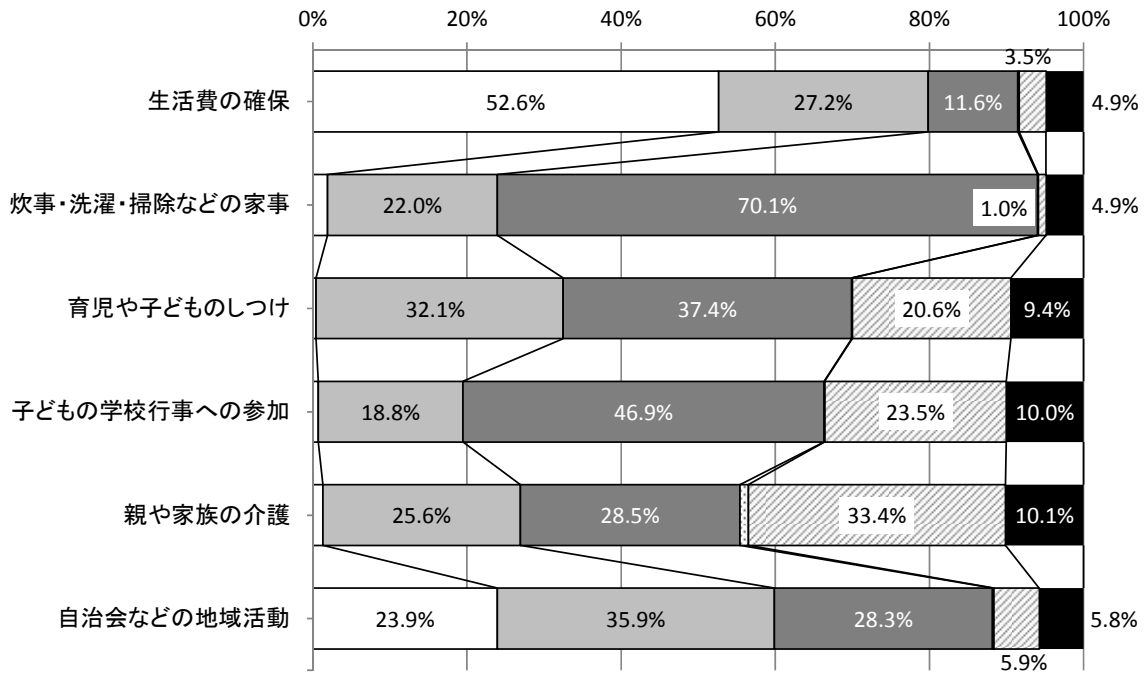
「そうは思わない」が34.6%と最も多く、「どちらかといえばそう思わない」と合わせると6割以上となっています。一方、「そのとおりだと思う」、「どちらかといえばそう思う」を合わせると38.2%となっています。



【2 家庭生活について】

問 現在、あなたの家庭では次のことを主にどなたが行っていますか。

「主として女性」の項目では、「炊事・洗濯・掃除などの家事」が70.1%と最も多くなっています。「主として男性」の項目では、「生活費の確保」が52.6%と最も多く、「共同して分担」の項目では、「自治会などの地域活動」35.9%が最も多くなっています。

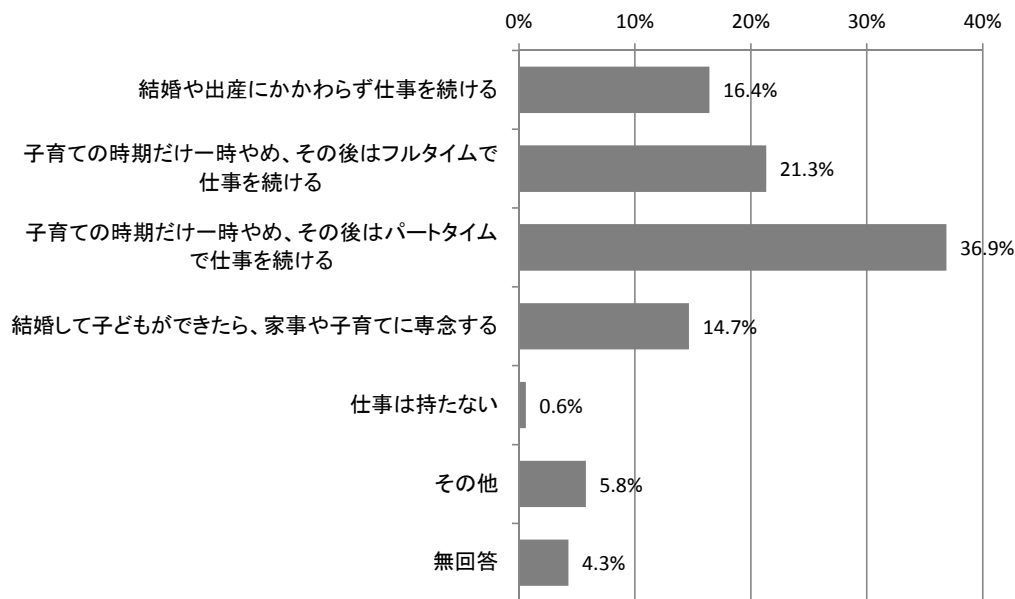


□主として男性 □共同して分担 ■主として女性 □家族以外の人に依頼 □あてはまらない ■無回答

【3 就業について】

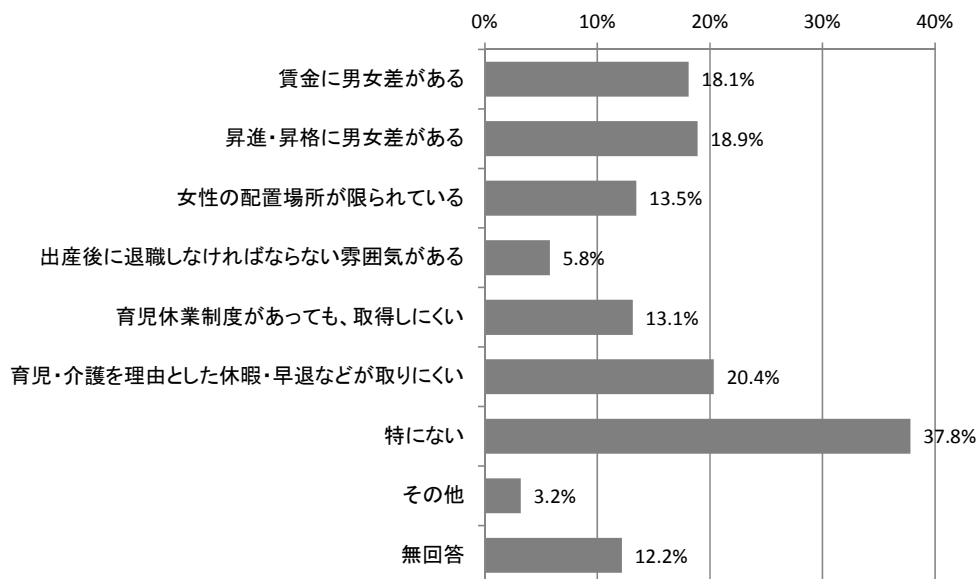
問 あなたは、女性の働きかたについて、理想はどうあるべきだと思いますか。

「子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続ける」が36.9%と最も多く、次いで「子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続ける」21.3%、「結婚や出産にかかわらず仕事を続ける」16.4%、「結婚して子どもができれば、家事や子育てに専念する」14.7%となっています。



問 あなたは、職場で、仕事の内容や待遇において次のようなことがありますか。

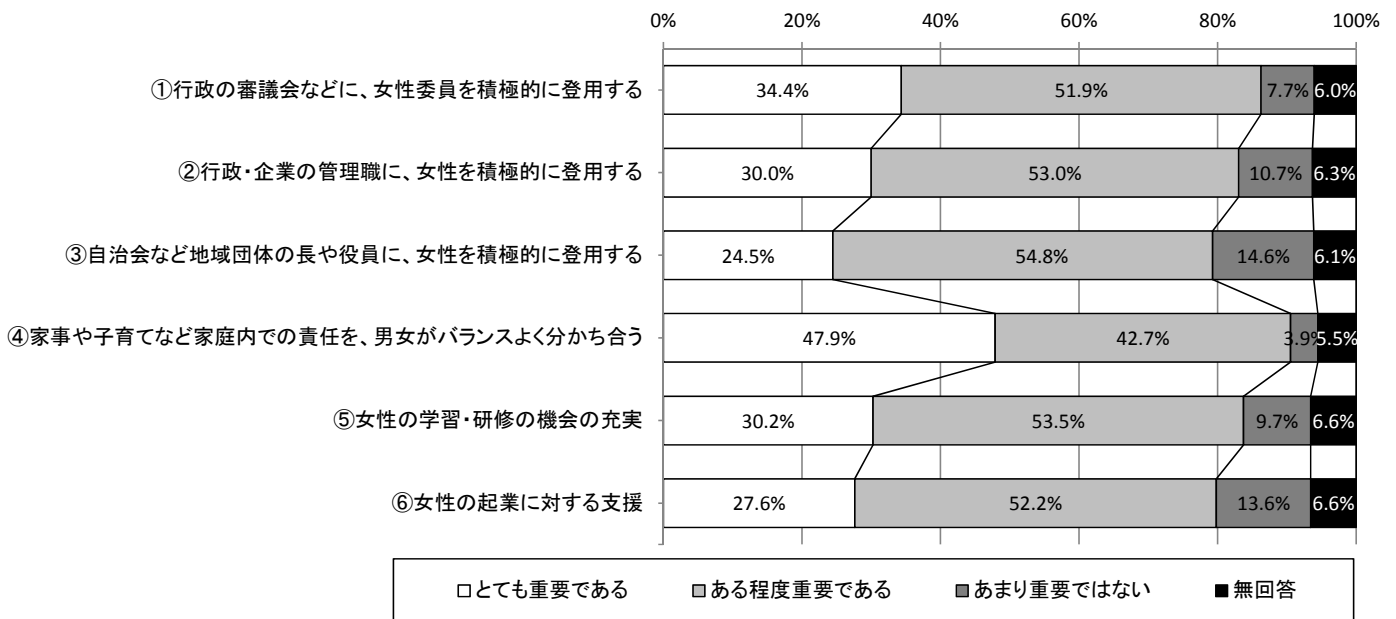
「育児・介護を理由とした休暇・早退などが取りにくい」が20.4%と最も多く、次いで「昇進・昇格に男女差がある」18.9%、「賃金に男女差がある」18.1%となっています。一方「特にない」が約4割となっています。



【4 社会参加について】

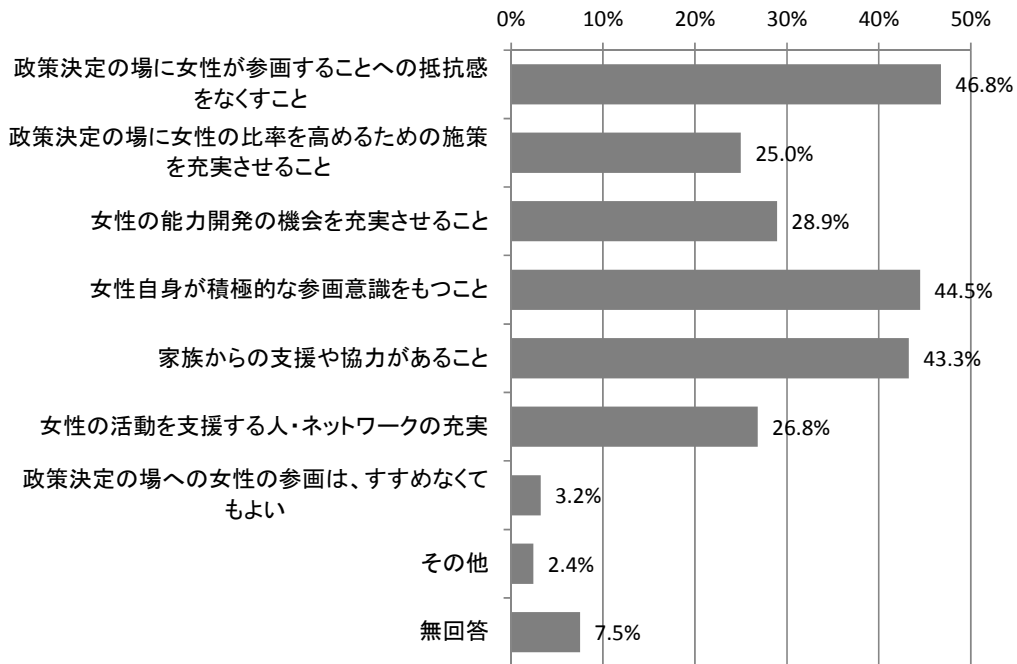
問 あなたは、方針・政策決定の場に女性の参画をさらに促進するために、次のことはどの程度重要だと思いますか。

「とても重要である」の項目では、「家事や子育てなど家庭内での責任を、男女がバランスよく分かち合う」が47.9%と最も多く、すべての項目において「とても重要である」、「ある程度重要である」と合わせると8割以上となっています。一方「あまり重要でない」では、「自治会など地域団体の長や役員に、女性を積極的に登用する」の14.6%が最も多くなっています。



問 あなたは、審議会¹¹等の委員など政策決定の場に女性の参画が増えていくためには、どのようなことが必要だと思いますか。

「政策決定の場に女性が参画することへの抵抗感をなくすこと」が46.8%と最も多く、次いで「女性自身が積極的な参画意識をもつこと」44.5%、「家族からの支援や協力があること」43.3%となっています。



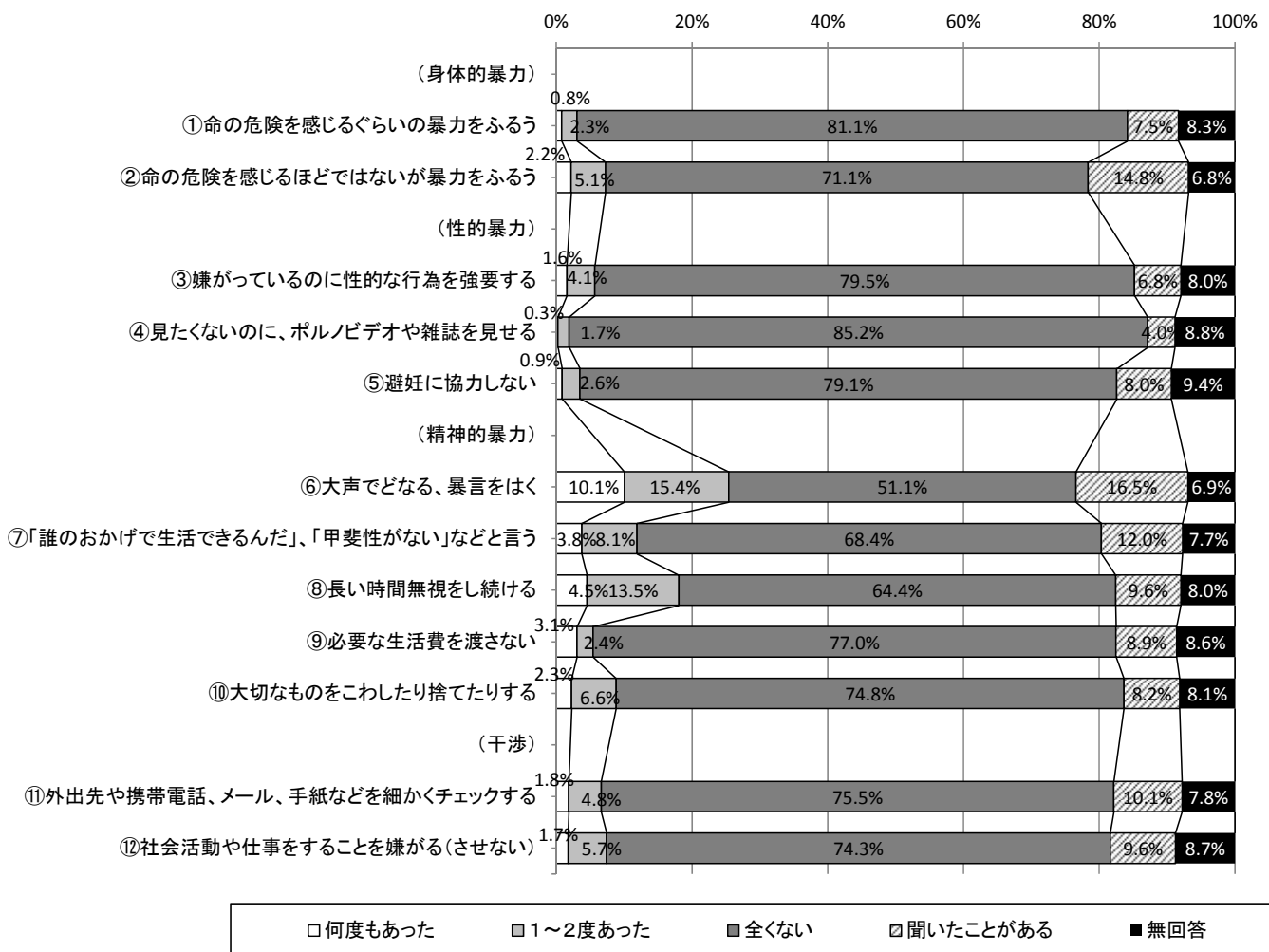
11 審議会

国や地方公共団体が、政策や計画等を策定する際に意見などを求める委員会等のことです。

【5 配偶者などに対する暴力について】

問 あなたは、恋人、配偶者、パートナーから次のような行為をされたことがありますか。また、あなたの周りで聞いたことがありますか。

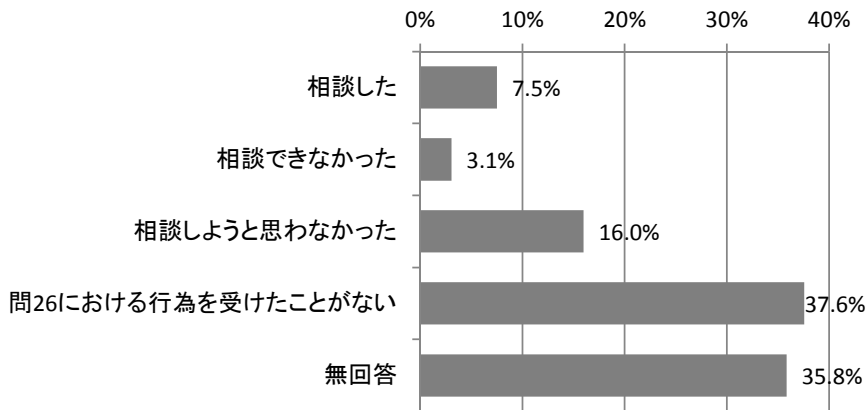
全体では、「全くない」がすべての項目も5割～9割となっていますが、「何度もあった」の項目では「大声でどなる、暴言をはく」が10.1%と最も多く、「1～2度あった」では「大声でどなる、暴言をはく」15.4%、「長い時間無視をし続ける」13.5%と多くなっています。





問 前問における行為を受けたとき、あなたは、誰かに打ち明けたり相談したりしましたか。

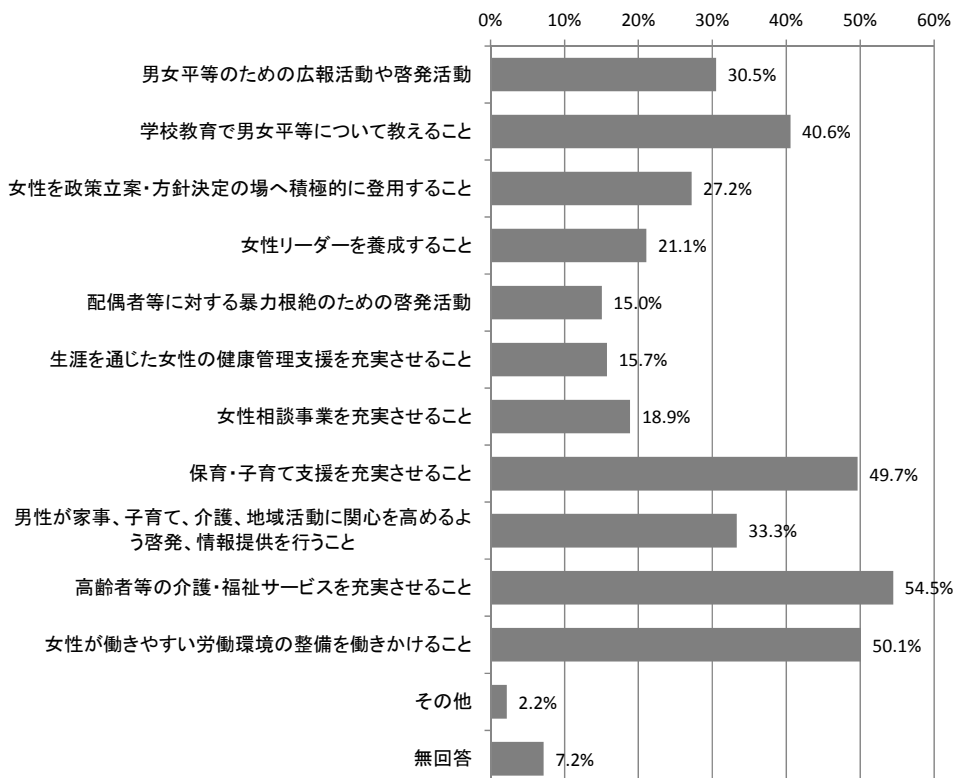
「問26における行為を受けたことがない」が37.6%と最も多く、次いで「相談しようと思わなかった」16.0%、「相談した」7.5%となっています。



【6 町の男女共同参画の推進に対する施策について】

問 あなたは、「男女共同参画社会」を実現するために、今後、町はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。

今後、町で力を入れていくべきことでは、「高齢者等の介護・福祉サービスを充実させること」が54.5%と最も多く、次いで「女性が働きやすい労働環境の整備を働きかけること」50.1%、「保育・子育て支援を充実させること」49.7%となっています。

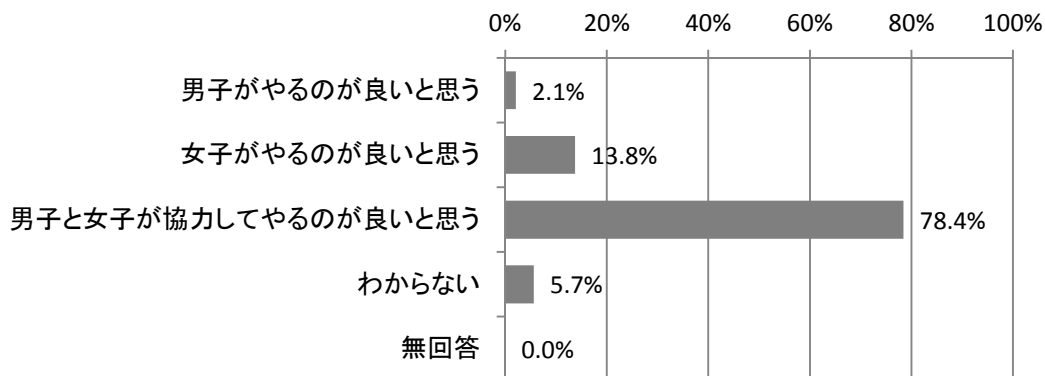


3 調査結果抜粋（中学生調査）

問 次のことについてどう思いますか。（〇はそれぞれ1つ）

①教室のそうじや整理整頓は、

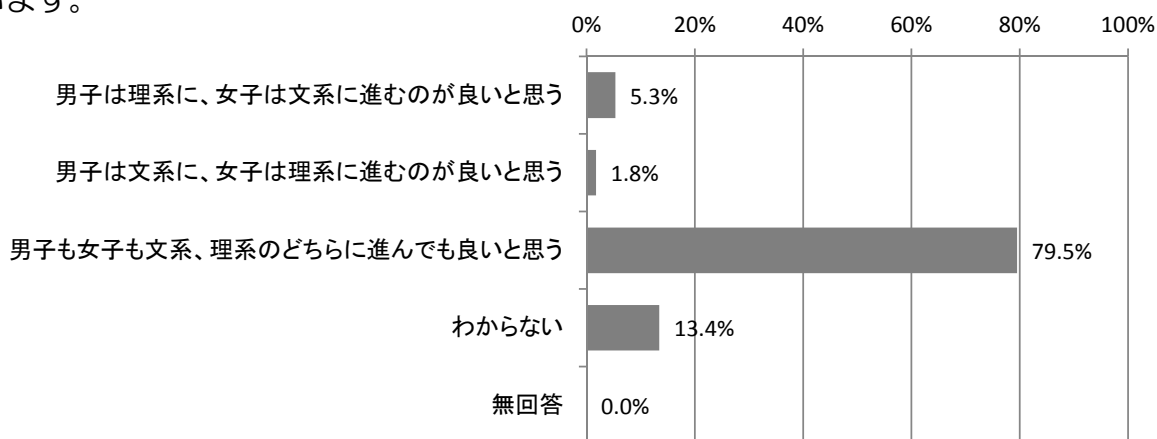
「男子と女子が協力してやるのが良いと思う」が78.4%と約8割となっています。



項目	人数	%
男子がやるのが良いと思う	6	2.1%
女子がやるのが良いと思う	39	13.8%
男子と女子が協力してやるのが良いと思う	222	78.4%
わからない	16	5.7%
無回答	0	0.0%
合計	283	100.0%

②進路を決めるとき、

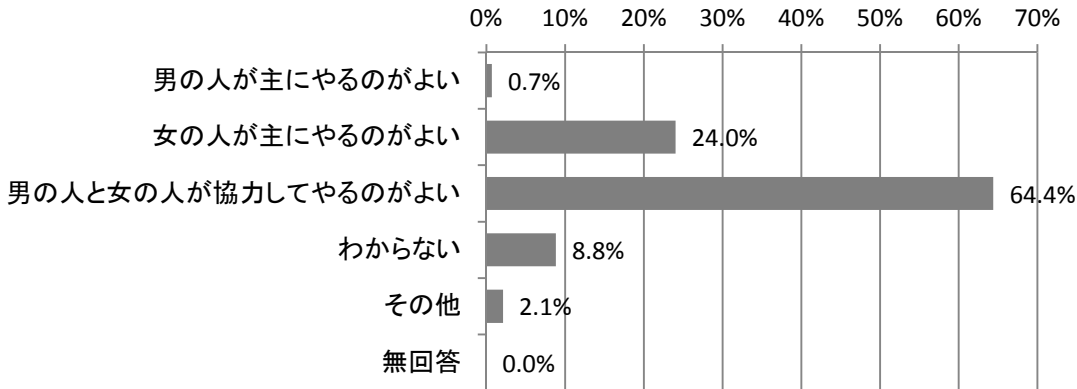
「男子も女子も文系、理系のどちらに進んでも良いと思う」が79.5%と約8割となっています。



項目	人数	%
男子は理系に、女子は文系に進むのが良いと思う	15	5.3%
男子は文系に、女子は理系に進むのが良いと思う	5	1.8%
男子も女子も文系、理系のどちらに進んでも良いと思う	225	79.5%
わからない	38	13.4%
無回答	0	0.0%
合計	283	100.0%

問 あなたは家の中で、食事のしたくやそうじ、洗濯のような家事は、だれがやるのがよいと思いますか。(〇は1つ)

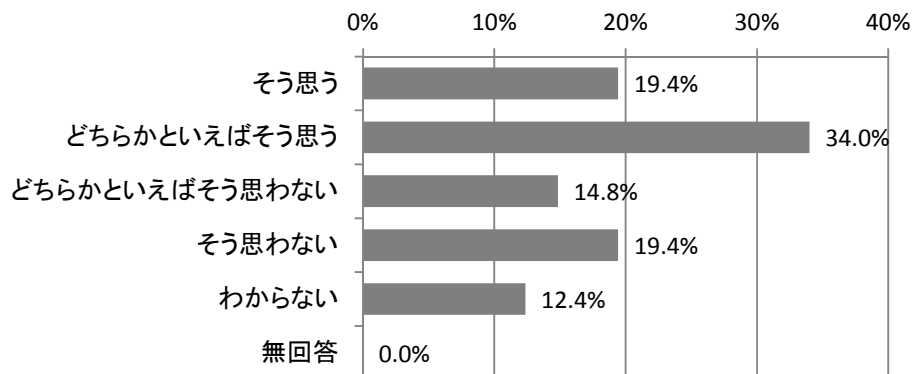
「男の人と女の人が協力してやるのがよい」が64.4%と最も多く、次いで「女の人が主にやるのがよい」24.0%となっています。



項目	人数	%
男の人が主にやるのがよい	2	0.7%
女の人が主にやるのがよい	68	24.0%
男の人と女の人が協力してやるのがよい	182	64.4%
わからない	25	8.8%
その他	6	2.1%
無回答	0	0.0%
合計	283	100.0%

問 「男は仕事、女は家庭」という考えかたがありますが、この考え方についてどう思いますか。(〇は1つ)

「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」を合わせると53.4%と5割を越えています。一方「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」を合わせると34.2%となっています。

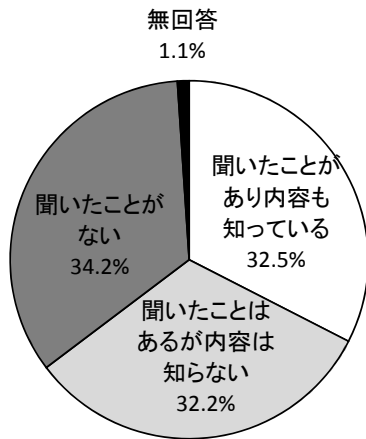


項目	人数	%
そう思う	55	19.4%
どちらかといえばそう思う	96	34.0%
どちらかといえばそう思わない	42	14.8%
そう思わない	55	19.4%
わからない	35	12.4%
無回答	0	0.0%
合計	283	100.0%

問 あなたは次の言葉を聞いたことがありますか。(〇はそれぞれ1つ)

①DV (ドメスティック・バイオレンス)

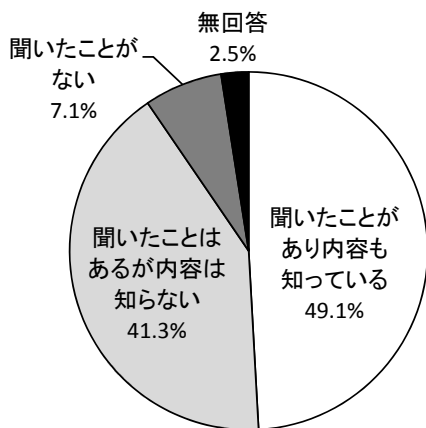
「聞いたことがない」が34.2%と最も多く、次いで「聞いたことがあり内容も知っている」32.5%、「聞いたことはあるが内容は知らない」32.2%となっています。



項目	人数	%
聞いたことがあり内容も知っている	92	32.5%
聞いたことはあるが内容は知らない	91	32.2%
聞いたことがない	97	34.2%
無回答	3	1.1%
合計	283	100.0%

②セクシャルハラスメント¹²

「聞いたことがあり内容も知っている」が49.1%と最も多く、次いで「聞いたことはあるが内容は知らない」の41.3%となっています。



項目	人数	%
聞いたことがあり内容も知っている	139	49.1%
聞いたことはあるが内容は知らない	117	41.3%
聞いたことがない	20	7.1%
無回答	7	2.5%
合計	283	100.0%

12 セクシャルハラスメント

性的いやがらせのことで、職場においては、「相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、又はそれを繰り返すことによって就労環境を著しく悪化させること」と考えられています。



第3章 計画の基本的事項

第3章 計画の基本的事項

第1節 計画の基本理念

この計画は、町民一人ひとりが個性と能力を生かしながら、あらゆる分野に参画できる社会の実現に向けて、男女共同参画に関する施策を総合的に推進するものです。

また、男女共同参画社会の理念は、国際社会においては「女子差別撤廃条約」の中で、国内では「男女共同参画社会基本法」で示されており、いずれも性別にかかわらず、個々の生き方や考え方、能力が尊重されることの必要性がうたわれています。

本計画も、その理念を引き継ぎ、男女共同参画社会の形成をめざすため、基本理念を前計画から踏襲し、以下に定めます。

「一人ひとりが性別にかかわりなく、お互いにその人らしさを尊重し合い、個人の能力を発揮し、多様な生き方ができる社会をつくります」

～ 認め合い 男女できずく 毛呂山の誇り ～

*きずく＝「気付（づ）く」、「築く」





第2節 計画の目標

I 男女共同参画の意識づくり

女性も男性も性別にとらわれることなく個性や能力を十分発揮できる社会を形成するため、その環境やしくみを整えていくことが求められていますが、その大前提に位置するものが「意識づくり」です。

町民一人ひとりが男女共同参画問題に関心を持ち、自分自身の問題としてとらえ、その解決の必要性を認識することが重要です。

男女共同参画の推進に向けて、家庭・学校・地域社会において教育、啓発活動の推進、人権についての学習を幅広く進めます。

II 女性が働き続けるための条件整備

女性の社会進出の拡大・就労形態の多様化、核家族化等により、多様な保育サービスが求められています。このような保育ニーズに、柔軟に対応できるよう取組むとともに、利用しやすい保育環境づくりに努めます。

育児や介護により女性の就労継続が困難にならないよう企業・事業所に対し、育児・介護休業法の普及啓発を図り、休業者が円滑に職場復帰できるよう支援します。

また、ワーク・ライフ・バランス¹³の推進や女性のエンパワーメント¹⁴の促進等、固定的性別役割分担意識¹⁵を見直し、個性や能力を発揮した生き方が尊重される環境の整備に努めます。

13 ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、さまざまな活動について自ら希望するバランスで展開できる状態のことをいいます。

14 エンパワーメント

一人ひとりが本来もっているすばらしい力を引き出すことの意です。女性のエンパワーメントは、男女共同参画社会の実現のため、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、意思決定の過程にかかわる力をつけていくことです。

15 固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」というように、性別を理由として役割を固定的に分ける考えのことをいいます。女性が「固定的性別役割分担意識」によって社会進出を阻まれてきた、ということはよく言われますが、男性も「男は仕事」、「男は強くなければならない」など、性別による役割の固定化を受けてきたと言えます。



Ⅲ 社会活動への女性の参画促進

男女共同参画社会を形成していくためには、女性が社会活動に参加していくとともに、政策や方針を決定する場へ参画し、女性の意思や考え方を反映させていくことが必要です。各種委員会・審議会等への女性の積極的な登用を進めます。また、防災の分野など、あらゆる分野において男女がともに地域活動に参加しやすい環境、条件整備を推し進めます。

Ⅳ 女性の健康と福祉の向上

女性が家庭・職場・地域の中で安心して活躍するためには、男女がお互いの身体特性を理解し、ともに健康づくりに努めていくことが大切です。

女性が生涯を通じて、女性自らが心と身体の健康状態を自己管理できるように、指導体制の整備や健康管理に対して啓発・普及活動に努めます。また、女性に対する心身の暴力の防止に向けて啓発を促進するとともに、その保護について支援していきます。

第3節 計画の体系

本計画の体系は以下のとおりです。

基本目標	施策の方向	基本施策	
I 男女共同参画の意識づくり	①男女共同参画に関する意識啓発の推進	(1) 固定的性別役割分担意識の解消	
		(2) 人権と性の尊重	
	②男女共同参画に関する学習機会の提供	(3) 科学技術の進展と男女共同参画	
		(4) 男女共同参画に関する情報収集と提供	
II 女性が働き続けるための条件整備※	毛呂山町女性活躍推進計画	(1) 職業能力向上の支援	
		(2) 雇用の安定と拡大	
		(3) 職場における男女格差の解消	
		(4) 多様な働き方を可能にする条件整備	
	②女性が働き続けるための条件整備	(1) 子育て支援の充実	
		(2) 育児、介護休業制度の促進	
		③ワーク・ライフ・バランスの推進	(1) 仕事と生活の両立支援
			(2) 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進
④女性のエンパワーメントの促進	(3) 男性にとっての男女共同参画の推進		
	(1) 女性の人材育成		
III 社会活動への女性の参画促進	①政策決定過程への参画促進※	(2) 女性のチャレンジ支援	
		(1) 男女共同参画の促進	
		(2) 女性職員の職域拡大と登用	
	②地域社会活動への参画促進	(3) 町の広報における男女共同参画の視点への配慮	
		(1) 地域活動の参画促進	
		(2) ボランティア活動の参画促進	
		(3) 女性団体の育成	
	③情報化の促進	(4) 活動拠点の整備	
		(1) 情報化の推進体制の整備	
	④国際理解の促進	(2) 情報提供の推進	
		(1) 国際理解の推進	
	⑤あらゆる分野における男女共同参画の推進	(2) 国際交流の推進	
(1) メディアにおける男女の人権の尊重			
IV 女性の健康と福祉の向上	①くらしの安定と福祉の充実	(2) 防災の分野における男女共同参画の推進	
		(1) ひとり親家庭の支援	
		(2) 障がい者への支援の充実	
		(3) 介護への支援	
	②女性の保護と健康	(4) 高齢期の生活支援	
		(1) 母性保護の支援	
	防毛呂山町基本計画D画	(2) 性差を踏まえた健康づくり	
		③配偶者や恋人からの暴力対策の推進	(1) 暴力を許さない社会づくりの推進
			(2) 被害者の安全確保と支援体制の充実
			(3) 安心して生活再建するための自立支援の充実
(4) 子どもの安全確保と健やかな成長への支援			

※「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく「毛呂山町女性活躍推進計画」は、「II 女性が働き続けるための条件整備」及び「III 社会活動への女性の参画促進中 ①政策決定過程への参画促進」が該当します。

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

I 男女共同参画の意識づくり

1 男女共同参画に関する意識啓発の推進

社会の制度や慣行には、性別による区別が明示されていなくても、実質的に男性が優遇されていたり、女性の参画が阻まれていたりするものがあります。

住民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担の考え方については、約4割の方が「そう思う」と回答しています。また、男女の地位については、ほとんどの項目で「男性が優遇されている」という回答となっています。

「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識は、女性の経済的自立や社会への参画を妨げてきました。男女共同参画社会は、女性のための取組みだけでなく、性別にかかわらず誰もが自分らしく生きていける、男性にとっても暮らしやすい社会であると言われています。こうした認識を男性にも広めていくことが求められます。

【基本施策】

- (1) 固定的性別役割分担意識の解消
- (2) 人権と性の尊重
- (3) 科学技術の進展と男女共同参画
- (4) 男女共同参画に関する情報収集と提供



(1) 固定的性別役割分担意識の解消

男女共同参画社会の実現を困難にしている社会の制度・慣行や固定的性別役割分担意識があることやその内容などについて、さまざまな機会をとらえて啓発し、社会的性別（ジェンダー）にとらわれない男女共同参画の視点に立った意識改革を推進します。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	男女共同参画に関する事業の開催	町民一人ひとりが男女共同参画問題に関心を持ち、自分自身の問題としてとらえ、その解決の必要性を認識できるように「人権尊重、個性重視」の視点に立った事業を実施します。	総務課 生涯学習課 公民館
②	啓発紙・情報誌の発行	男女共同参画に関する情報を幅広く提供し、町民の理解と認識を深めるために啓発紙や情報誌を発行します。	総務課
③	男女共同参画問題に関する職員研修の開催	男女共同参画の視点に立ち事務を進められるよう町職員に対し研修を実施します。	総務課
④	刊行物ガイドラインの作成	町の出版物・刊行物について性差別につながる表現がないか見直すためのガイドラインを作成します。	総務課

(2) 人権と性の尊重

性差別をはじめとするさまざまな差別をなくすためには、差別を人権問題としてとらえることが必要です。男女がお互いの人権を尊重する意識が高まるよう啓発を進めるとともに、さまざまな機会を通じた情報の提供を行います。

また、性同一性障害等の新たな性の考え方について理解を深めるための啓発・情報の提供を行います。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	人権と性の尊重	男女がそれぞれの性の違いを認めつつ、多様化する価値観を受け入れ、互いを尊重しあい、個性を発揮した生き方を選択できるよう人権と性を尊重した啓発事業を推進します。	総務課 生涯学習課 保健センター
②	性に関する教育の充実	性を尊重する意識を育てるために、成長段階に応じた性教育を行うとともに、性に関する正しい知識や情報を提供します。	総務課 学校教育課 保健センター

(3) 科学技術の進展と男女共同参画

科学技術分野において女性の参画割合が低くなる原因の一つには、将来の職業イメージを描けないことで、理工系分野を進路として選ぶ女性が少ないことが挙げられます。

今後は、科学技術に関する基礎的素養を備えることができるような方策及び女子の理工系分野へのチャレンジを促す方策を講じていきます。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	科学技術に関する基礎的素養の向上	社会的課題に対応するために必要な科学技術の基礎的素養を備えられるよう、あらゆる媒体を通じて啓発します。	総務課 秘書広報課 生涯学習課
②	インターンシップによる職業意識の醸成	職業観の向上のため、インターンシップに関する理解を深めてもらうとともに、関係者が共通認識を形成できるよう情報を提供します。	総務課
③	女性の研究者、技術者の活躍に関する情報提供	女性の研究者、技術者の活躍している姿をさまざまな機会・媒体を通じてわかりやすく提供することで女性の科学技術分野へのチャレンジを促します。	総務課 学校教育課

(4) 男女共同参画に関する情報収集と提供

社会に根強く残っている固定的性別役割分担意識を取り除き、男女共生を支える意識を高めるために、幅広い分野から情報を収集し提供するとともに、男女共同参画問題に関する実態を把握するため、各種の調査・研究を進めます。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	男女共同参画問題に関する資料収集と提供	男女共同参画問題、男女共同参画に関する書籍及び資料を積極的に収集するとともに情報化を推進し、多くの町民が利用しやすい環境を整備します。	総務課 公民館 図書館
②	男女共同参画問題に関する実態調査の研究	男女共同参画問題に関する実態を把握し、効果的な取り組みができるよう実態調査を実施し研究を進めます。	総務課

2 男女共同参画に関する学習機会の提供

最も身近な家庭等で男女共同参画を推進することが、男女共同参画が社会全体に広がる第一歩となります。学校や家庭、地域においてお互いを思いやることのできる心を育み、支え合うことが男女共同参画社会の実現には不可欠です。

また、次世代を担う子どもたちが、学び、遊び、育つ環境の中で男女共同参画の意識が根づくことは、男女共同参画社会を実現するための礎となります。そのためには、子どもと関わる大人が、男女共同参画意識を十分にもつことが重要です。

住民意識調査では、日常の家事などの分担については、「炊事・洗濯・掃除などの家事」や「子どもの学校行事への参加」、「子どものしつけ」について、「主に女性が行っている」という回答が多くなっており、依然として女性の負担が大きくなっています。

学校で育まれた男女平等意識が実社会で生かされるためには、社会においても男女平等となっている必要があります。そのため、家庭教育や社会教育の充実を図るとともに、男女共同参画推進のためのさまざまな施策の充実が必要です。

【基本施策】

- (1) 家庭における男女共同参画の推進
- (2) 学校における男女共同参画の推進
- (3) 社会における男女共同参画の推進





(1) 家庭における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現には、家庭や地域において男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実が求められています。家庭や地域などあらゆる場における学習や活動の場面で、年代や状況に応じた男女共同参画を推進できるよう、家庭教育の推進や相談体制の充実に努め、家庭における教育力の向上を支援します。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	家庭内教育の充実	家族が力を合わせた家事、子育てを実践し、家庭における責任を男女が分担していけるよう、家庭内教育の充実に努めます。	生涯学習課 公民館
②	家庭内教育に関する資料の提供	固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、それぞれに家事等の家庭機能を担い、相互に協力できるよう家庭教育に関する資料を提供します。	総務課 生涯学習課 公民館 図書館
③	家庭教育学級への支援	心豊かで、たくましい子どもを育てるため活動しているPTAとの連携を図りながら、さまざまな活動に対して支援を行います。	学校教育課 生涯学習課 公民館
④	男女ともにいつでも参加できる各種講座の充実	男女がともに家事・育児について考えることができるよう、また仕事中心になりがちな男性が家庭に目をむけられるような講座の充実を図ります。	保健センター 生涯学習課 公民館

(2) 学校における男女共同参画の推進

教育は、男女共同参画意識を育む重要な役割を担っていることから、学校教育においては、発達段階を踏まえ、人権尊重を基盤とした男女平等教育を推進するとともに、自らの生き方を主体的に選択できる能力を育てる教育を推進します。

教職員についても、男女平等教育を推進するための研修会等への参加を促進します。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	教職員研修の充実	個性を重視し、主体的な生き方を選択できる能力を身につけるための教育、男女平等観に立った教育が行えるよう教職員研修の充実を図ります。	学校教育課 教育センター
②	教科書、教材の検討	男女平等と女性の自立をめざした教育を推進するために、適切な視点に立った指導教科書・教材を選定します。	学校教育課
③	進路指導方法の検討	性別にとらわれない個性と能力に応じた進路指導及び児童生徒自身の志望を重視した指導方法を充実させます。	学校教育課 教育センター

(3) 社会における男女共同参画の推進

子どもから高齢者まで幅広く男女共同参画について理解を深め、町民みんなで推進していくことができるよう、学習機会を充実します。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	学習・講座の開催	男女がともに力を合わせて生きる社会の実現に向けて実践的な学習プログラムや講座を開催します。	総務課 生涯学習課 公民館
②	学習グループの育成	自主的な学習活動を促進するため、女性の地位向上や社会参加等に関する学習グループの育成支援を図ります。	総務課 生涯学習課
③	地域社会に積極的に参画できる事業の充実	男女がともに地域社会に関心を持ち積極的に参画できるよう事業を充実させます。	総務課 生涯学習課 スポーツ振興課 公民館

Ⅱ 女性が働き続けるための条件整備【毛呂山町女性活躍推進計画を含む】

1 多様な就労環境の整備

持続可能な社会経済を構築するためには、男女がともに能力を発揮できる就労環境づくりが必要です。女性を取り巻く就労環境については、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の改正、子育て環境の充実等により、M字型曲線がなだらかになってきたほか、企業における女性管理職の割合が徐々に増えるなど一定の改善は図られています。

住民意識調査では、職場における男女平等について、「男性の方が優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」という回答が約半数あり、職場における男女間の格差は依然として残っているようです。

企業や事業所においては、男女間の格差をなくし、職場におけるハラスメント¹⁶防止対策を推進し、働きたい女性が働き続けられるようにするための支援や、男性も含めた働き方の見直しの理解や積極的な取組みが不可欠です。そのためには企業や事業所に対し男女共同参画に関する啓発、支援を効果的に推進していくことが重要です。

なお、この基本目標及び「基本目標Ⅲ 社会活動への女性の参画促進」中の施策の方向①「政策決定過程への参画促進」の部分を「毛呂山町女性活躍推進計画（「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく市町村推進計画）」として位置づけ、社会における女性の活躍を支援します。

【基本施策】

- (1) 職業能力向上の支援
- (2) 雇用の安定と拡大
- (3) 職場における男女格差の解消
- (4) 多様な働き方を可能にする条件整備

16 職場におけるハラスメント

職場におけるハラスメントは、セクシャルハラスメントや、パワーハラスメント（職場等の閉鎖的な環境において立場や権力や階級といった上下関係を利用し、おおよそ下位に当たる者に対して本人の意志に反することを強要すること）、マタニティー・ハラスメント（妊娠や出産を理由に職場などで精神的、肉体的にいじめや嫌がらせを受けること）やマリッジハラスメント（未婚の人に対して、「早く結婚しなさい」、「結婚はいつするの？」などと言うこと）等があります。

(1) 職業能力向上の支援

誰もが個人として能力を発揮する機会が確保されるよう、男女の均等な機会と待遇の確保に向けて事業者が取り組む働く場での環境づくり、働き続けながら育児や介護ができる職場環境の整備、男女間格差の是正など、事業所における男女共同参画の取り組みを支援するための情報提供や啓発を行います。

また、職場におけるあらゆるハラスメントの防止、相談体制の充実に努め、働きやすい職場環境づくりを進めます。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	職業能力開発に関する情報提供	就業に必要な知識、技術の習得、向上を図るための窓口である職業能力開発センターなどのPRに努めます。	産業振興課
②	職場におけるあらゆるハラスメントの防止	職場におけるあらゆるハラスメントを防止するための環境づくりや意識啓発を推進するとともに、相談体制を充実します。	総務課

(2) 雇用の安定と拡大

男女の均等な雇用機会や待遇が確保されるよう、関係機関と連携を図りながら、労働基準法や男女雇用機会均等法などについて、事業主等に対し啓発、情報の提供を行います。

また、住民意識調査の結果からみても、女性が働くことについて、男女ともに肯定的な意見が多く、継続して男女が対等な立場で働くことができるような職場の環境づくりに取り組みます。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	就労のための情報提供	ハローワークと連携を取りながら、広報誌やホームページを活用した情報提供を行います。	産業振興課

(3) 職場における男女格差の解消

社会や就労の場では依然として男性中心の慣行がみられます。住民意識調査の中でもこのことが顕著に現れており、特に職場の中での不平等評価が多くを占めています。

男女労働者間の格差を解消するための企業のポジティブ・アクション（積極的取組み）に対して、国が相談その他の援助を実施することになりました。

働く女性が性により差別されることなく、能力を十分発揮できるよう、雇用主等に対して各法令や国・県の取組み等を積極的にPRします。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	男女雇用機会均等法の普及啓発	雇用の場における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するため、男女雇用機会均等法の周知・啓発を図ります。	総務課

(4) 多様な働き方を可能にする条件整備

男女がともに仕事と家庭・地域活動とのバランスを取り、充実した生活が送れるよう、事業主に対し各種制度や多様な就労形態等を啓発するなど、適切な労働条件の整備を行います。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	労働基準法の普及啓発	適切な労働条件を確保するため、事業主に対し、労働基準法の普及啓発を行います。	産業振興課

2 女性が働き続けるための条件整備

核家族化の進行や共働き世帯増加などにより、保育サービスの需要が増加するとともに、育児などに対する情報提供や相談体制の充実など、総合的な子育て支援の必要性が増しているため、多様な就労形態に対応した保育サービスの充実を図ります。

さらに、子育て家庭や子どもを地域全体で支える地域ぐるみの子育て支援を充実していくことが求められていることから、「毛呂山町子ども・子育て支援事業計画」に基づく各種サービス等の充実を図ります。

また、高齢化の進行により介護問題は家族で解決することが難しくなり、社会的解決を図るため介護保険制度が導入され、主に女性が担っていた在宅介護の負担は軽減されてきましたが、住民意識調査によると、「親や家族の介護」については、「主として女性」が行っているという回答が3割あります。

さらに、育児や介護を理由とした休暇・早退などが取りにくいという回答も約2割あります。

育児や介護が必要になっても安心して生活できるよう、育児、介護休業制度の周知啓発を行います。

【基本施策】

- (1) 子育て支援の充実
- (2) 育児・介護休業制度の促進



(1) 子育て支援の充実

男女がともに家庭生活と社会のさまざまな分野における活動に参画するためには、多様な子育てニーズに対応する必要があります。そのため、保育サービスをはじめとする各種子育て支援サービスの充実に努めます。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	保育体制の整備	保育担当者の研修の充実に努めるとともに、多様で個別的な保育ニーズに柔軟に対応できるよう保育環境づくりに努めます。	子ども課
②	学童保育内容の充実	放課後の児童が安心して遊ぶことのできる場として、学童保育内容の充実に努めます。	学童保育所
③	児童館の整備・充実	児童の心身ともに健全な育成を図るため、施設の整備を行うとともに、内容の充実に努めます。	児童館

(2) 育児・介護休業制度の促進

育児や介護のために休業する人は年々増加していますが、必要な人すべてが取得できていない現状があります。

育児や介護の休業制度の実施について、企業に周知するとともに、休暇が取りやすい環境づくりを促進します。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	育児・介護休業法の普及啓発	育児や介護により就労継続が困難にならないよう企業・事業所に対し、育児・介護休業法の普及啓発を図ります。	総務課

3 ワーク・ライフ・バランスの推進

個人のライフスタイルは、複雑化した社会とともに多様化しており、男女の個性と能力が発揮できる社会の実現のためには、仕事と家庭・地域活動等の両立支援が欠かせません。

そのためには、男性が地域・家庭生活を充実させ、女性が仕事で能力を発揮できるようにするための方策が必要となります。ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の重要性についても理解を促進する必要があります。

仕事と家庭を両立することができ、個人のライフスタイルに応じた自由な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。あらゆる職場において、男女の雇用の均等な機会と待遇の確保が図られるとともに、個人の意欲や生活の優先度に応じて働くことができる環境づくりを促進することが重要です。

住民意識調査によると、ワーク・ライフ・バランスの認知度について約4割の方が「知らない」と回答しています。

これらのことから、ワーク・ライフ・バランスについて啓発を行い、性別にとらわれることなく、職場での働き方や家庭・地域活動での役割分担を選択できるような環境の整備が求められています。

【基本施策】

- (1) 仕事と生活の両立支援
- (2) 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進
- (3) 男性にとっての男女共同参画の推進



(1) 仕事と生活の両立支援

男女がともに協力して家事・子育て・介護等にあたり、家庭生活と職業生活、地域活動の両立ができるよう広報活動やさまざまな情報提供を行います。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	子育てと仕事の両立支援	企業が独自に保育施設等を用意するなど、子をもつ従業員の就労条件・待遇の改善を積極的に働きかけていきます。	総務課 子ども課
②	仕事と生活の両立支援	家庭における男女共同参画を促進し、多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実、子育て・介護と仕事の両立の実現を図る環境づくりに努めます。	総務課 子ども課 高齢者支援課

(2) 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

企業へワーク・ライフ・バランスの必要性や内容について、パンフレット等による情報の周知を行います。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	事業所等に対し、安心して子育て・介護と仕事が両立できる環境づくりを推進します。	総務課 企画財政課 産業振興課

(3) 男性にとっての男女共同参画の推進

男性が仕事だけではなく、家庭にも地域生活にも参画し、いきいきと活躍できる社会を目指し、啓発を行います。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	男性にとっての男女共同参画の推進	仕事中心の働き方を見直し、家庭における男性の家事・育児・介護への参画を推進するため、これらに関する各種講座等を開催します。	総務課 児童館 高齢者支援課 生涯学習課

4 女性のエンパワーメントの促進

住民意識調査における女性の働き方の理想について、「子育ての時期だけ一時的にやめ、その後は仕事を続ける」という回答が最も多く、「結婚や出産、育児にかかわらず職業を持ち続ける」という回答が続いていることから、女性が職業を続けたいという意識が高いことがうかがえます。しかし、育児等により離職する女性が少なくない状況においては、育児等で離職しなくてもよい環境をつくり出すとともに、育児を終えて再び就職しようとする方や離職者・転職者が再チャレンジできるよう支援していく必要があります。

また、女性が社会のあらゆる分野における活動に参画していくためには、仕事、家庭生活、地域生活等に男女が平等に参画できる機会が確保されるとともに、女性自身がエンパワーメントする（力をつける）必要があります。

公的・私的の分野を問わず、政策・方針決定過程への女性の参画を促進するために、各種活動分野において人材を発掘・育成し、指導的立場にある女性を増やしていくことが必要です。併せて、起業家、技術者等、従来女性が少なかった分野に新たにチャレンジする人を支援する取組みが必要です。

【基本施策】

- (1) 女性の人材育成
- (2) 女性のチャレンジ支援



(1) 女性の人材育成

女性自身の意欲を高揚し能力を開発していくため、学習機会の充実を図ります。また、女性の人材に関する情報を幅広く収集し、女性リーダーの養成と発掘に努め、地域等で活躍できる女性の育成を図ります。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	労働相談事業の充実	障がい者や女性の就労機会を拡大するため、相談窓口の充実を図ります。	福祉課 産業振興課
②	女性の人材育成	女性はその個性と能力を発揮して、管理職登用など政策や方針の決定過程への参画を目指すための意識啓発やキャリアアップに必要な能力開発の機会充実を図ります。	総務課

(2) 女性のチャレンジ支援

子育てや介護等により、一旦離職した女性の再就職を支援するため、また、起業を目指す女性に対し、相談や情報提供等の支援を行います。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	町内事業所等との連携	町内事業所等と連携を図りながら、男女の均等な取り扱いが実現できるよう各種法制度の啓発を行います。	産業振興課
②	起業家をめざす女性の支援	安定した就業状態と収入を維持するため、生産物の販路等の確保・拡大に努めます。また、法人化を促進します。	総務課 産業振興課
③	女性のチャレンジ支援	各種研修会の開催や情報提供などにより再就職等の支援の充実を図り、起業意欲のある女性を育成し、開業・開店等の支援に努めます。	総務課 産業振興課

Ⅲ 社会活動への女性の参画促進【毛呂山町女性活躍推進計画を含む】

1 政策決定過程への参画促進

男女共同参画社会の実現には、男女を問わず住民が政策や方針決定の過程に参画することが不可欠です。男女が社会の対等な構成員として、町における政策又は企業や団体における方針の立案及び決定に参画することが求められています。

しかし、町が設置する審議会等における女性委員の登用率は、依然低い状況で、いまだ女性の参画が十分とはいえない状況です。これらは、単に女性の比率を高めるだけではなく、女性自身が政策・方針の決定過程に参画していくためのエンパワーメントを促進していくとともに、政策・方針決定過程の場へ女性が積極的に参画していくことが必要です。

また、町職員においても女性管理職が少なく、職種によって男女の構成比が偏っている場合もあります。国が掲げる「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%」という目標達成に向けて、採用後の職員配置や職員の能力の活用といった、職員の任用や研修の実施、仕事の管理及び職員の指導をする立場である管理職の意識改革、審議会委員を選定する場合に女性を起用するような配慮など、さまざまな角度からの取り組みが必要です。

【基本施策】

- (1) 男女共同参画の促進
- (2) 女性職員の職域拡大と登用
- (3) 町の広報における男女共同参画の視点への配慮



(1) 男女共同参画の促進

政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、審議会・自治会役員等あらゆる分野への女性の登用の促進や参画できる人材の発掘に努めます

また、事業所・団体等にも方針決定過程への女性の参画拡大について働きかけます。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	女性委員のいない審議会等の早期解消	政策決定の場における女性委員の登用率の目標を25%以上とし、女性委員のいない審議会、委員会等をなくすよう努めます。	全課
②	人材リストの活用	知識、経験を有する人材を把握し、人材情報を整備した人材リストを活用・提供します。	総務課 生涯学習課
③	研修・学習の場の提供	女性の意欲や能力を向上するために、研修・学習の場を設けます。	総務課 生涯学習課 公民館

(2) 女性職員の職域拡大と登用

政策の立案等に関わる職員の男女共同参画についての意識の高揚を図ります。また、積極的に女性職員の育成を図るとともに、男女共同参画の視点に立って、採用、配置、役職への登用を推進します。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	職域・事務分担の平等化	事務分担の平等化に努め、職務内容や配員を見直し、職域の拡大を推進します。	全課
②	政策決定の場への登用	男女がともに参画する町政運営を推進するために、女性職員の能力開発や研修参加の機会を充実させます。	全課

(3) 町の広報における男女共同参画の視点への配慮

住民一人ひとりのライフスタイルや価値観は、世代や性別、生活環境等によって異なります。そうした中で、男女共同参画に関する考え方にも差異があります。

男女共同参画社会のより広い理解のためには、年代や男女間による意識の差を踏まえ、町の広報等さまざまな媒体を通じて広報や啓発活動を実施します。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	「広報もろやま」の活用	啓発記事を計画的に掲載し、男女共同参画に関する情報を幅広く提供します。	秘書広報課 総務課
②	町の広報における男女共同参画の視点への配慮	町の広報において男女共同参画の視点に立った表現の促進に努めます。	秘書広報課

2 地域社会活動への参画促進

男女が家庭や地域における責任を果たしながら、ともにその個性と能力を発揮し、ともに支え合い、協力しあうことは自立と生きがいをもった生涯を送ることにつながります。

さらに、一人ひとりが暮らしやすく活力ある地域づくりのため、地域における男女共同参画をより一層進める必要があります。また、少子高齢社会、核家族・共働き家庭などを支えるうえでも、地域コミュニティやボランティア活動、NPOなどの果たす役割が重要であり、女性、男性双方の力が必要不可欠となっています。

男性にとっても、家庭、職場、地域のバランスがとれた生活は、仕事を中心とした生活よりもさらに心豊かなものになると考えられます。そして、定年退職後も生きがいをもって有意義な生活を送るためには、家庭や地域での生活が重要な要素となります。

【基本施策】

- (1) 地域活動の参画促進
- (2) ボランティア活動の参画促進
- (3) 女性団体の育成
- (4) 活動拠点の整備



(1) 地域活動の参画促進

男女が地域の活動の中でそれぞれの力を十分に発揮し、各種活動に参画できるよう、より多くの地域人材を生かして地域活動を活性化し、地域力を高めるよう各種施策を推進します。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	参加を促すための意識の啓発	地域の連帯感を深め、住みよい地域社会活動を進めるため意識の啓発に努めます。	総務課
②	参加への情報提供	環境美化やリサイクルなどの身近な問題に、より多くの人が参加できるような活動について、情報提供します。	生活環境課
③	PTA活動、子ども会活動への支援	PTA活動、子ども会活動を積極的に支援します。	生涯学習課
④	防災意識の啓発	地域における防災意識を啓発し、女性消防団員の活動を応援します。	総務課

(2) ボランティア活動の参画促進

身近な暮らしの場である地域の活動に性別や年代にかかわらず参加し、暮らしやすい地域をつくるため、地域活動やボランティア等に積極的に参画できる環境づくりを推進します。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	参加しやすいボランティア講座の開催	誰でも参加しやすいボランティア活動にするため、ボランティアの体験談等を取り入れた実践的な講座を開催します。	福祉課
②	ボランティアの充実	いつでも・どこでも・誰でもがボランティア活動に参加できるよう、情報提供・相談体制の充実を図るとともにPRに努めます。	福祉課

(3) 女性団体の育成

男女共同参画を推進する女性団体等の活動団体との連携を図るとともに、活動の中で男女共同参画の視点をもって取組めるよう支援し、住民と協働で男女共同参画を推進します。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	ネットワーク化の促進	女性団体・グループの自主的な地域社会活動を活性化するため、相互の情報交換および交流を推進します。	総務課
②	NPO ¹⁷ 法人化の促進	より組織的・継続的な活動を行うため、NPO法人化の情報提供に努めます。	関係課
③	研修会の開催	女性指導者の育成を図るために、各種団体のリーダー等を対象に研修会を開催します。	関係課

(4) 活動拠点の整備

女性の地域活動を進めるための学習と交流の場として、関連施設の連携整備を図ります。

また、男女ともにさまざまな活動ができる場所・施設の整備を図り、社会活動に参加できるような体制の充実を図ります。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	活動拠点の整備	女性の活動拠点となるような施設の整備を推進します。	総務課
②	託児体制の充実	子育て中の女性が地域活動に参加できるよう講座、講演会、イベント等の開催時に一時保育を実施するなど、託児体制を充実します。	関係課
③	男女がともに参加しやすい環境整備	地域活動への参加を促すため、開催時間等の工夫を行い、環境・条件を整備します。	関係課

17 NPO (Non Profit Organization)

ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称です。

3 情報化の促進

スマートフォン等の情報端末の普及により、職場や家庭だけでなく、いつでもどこにいてもインターネットによる情報が得られる社会になりました。

情報量の増加・拡大に伴い、プライバシーの問題やインターネットを悪用した犯罪が増加する中で、情報を選択する能力が要求されます。

このような状況から、男女共同参画における多様化・高度化する学習意欲や学習ニーズをとらえるとともに、迅速で正確な情報提供が、町民生活の向上に役立つものと期待されています。

【基本施策】

- (1) 情報化の推進体制の整備
- (2) 情報提供の推進



(1) 情報化の推進体制の整備

男女共同参画社会を実現するための手段として、インターネット等を活用した学習情報や各関係機関に関する情報提供を推進します。また、電子政府・電子自治体を活用できる環境を充実させます。

いつでも男女共同参画に関する情報が引き出せるように、町のホームページに「男女共同参画コーナー」を開設し、情報を提供します。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	広域的な情報の提供	県や近隣市町村などとネットワーク化を図り、社会問題から生活に密着した情報まで幅広く情報を提供できる体制を整えます。	秘書広報課 情報推進室
②	ホームページの活用	広く意見・要望などを聞くために、町のホームページに「男女共同参画コーナー」を設置します。	総務課

(2) 情報提供の推進

住民ニーズの多様化した学習意欲に対応して、各種講演会・研修会など、学習機会の情報提供に努めます。

あらゆる分野で男女がともに参画する社会の実現を目指し、意識の高揚、研修会の開催、社会環境の整備など啓発活動や交流を促進するため、女性情報紙を発行します。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	講演会・研修会の情報提供	講演会・研修会に多くの人に参加できるようにするため、効果的な情報提供に努めます。	関係課
②	女性情報紙の発行	身近な話題、役立つ情報などの掲載により、親しまれる情報紙を発行します。	総務課

4 国際理解の促進

国内外の男女共同参画に関する動向や女性問題など国際的な取組みについて理解を深め共生していくことが男女共同参画を推進するうえで重要となります。

そのため、国際理解を深めるための学習機会の充実や交流を促進し、理解を深めるとともに、国際的視野を広げる必要があります。

また、本町に住む外国人は年々増加傾向にあり、地域や職場において安心して日常生活を送れるよう、情報提供や相談体制を充実することが求められています。

【基本施策】

- (1) 国際理解の推進
- (2) 国際交流の推進



(1) 国際理解の推進

国際社会の一員として、国際的協調の下に男女共同参画を推進するため、国際理解を深めるための学習機会の充実を図ります。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	国際化の進展に対応した教育の推進	町内の各小・中学校に外国人講師を派遣し、英語の学習とともに、外国の生活文化を紹介するなど、国際理解教育の充実を図ります。	学校教育課

(2) 国際交流の推進

国内外の男女共同参画に関する動向や女性問題などを理解し把握に努めるとともに、国際的な動きを踏まえながら外国籍住民に対する支援を行います。

また、町内に在住する外国人との交流を促進するとともに、住民の自主的な国際交流活動を支援します。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	日本語教室による学習支援	日本語ボランティアサークルやNPOにより、言葉が通じないために交流が持てず日常生活に困っている外国人に対し、学習支援を行います。	生涯学習課 公民館

5 あらゆる分野における男女共同参画の推進

最近では、高度情報通信社会が進展する中で、メディアによる情報が人々に大きな影響を与えています。メディアを通じて人権に対する意識や男女共同参画の重要性が広く周知される可能性がある一方で、固定的性別役割分担を前提とした表現、女性の身体的・性的側面だけを強調した表現、暴力を助長するような表現、インターネットによる犯罪などが、メディアによってもたらされる状況が見受けられます。

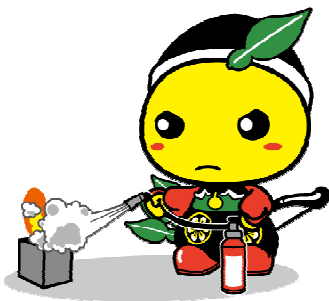
このような環境の中で、メディアから発信される情報が社会に与える影響はさらに拡大するものと予想されます。各人が情報を選択し、主体的に読み解き、自己発信する能力（メディア・リテラシー¹⁸）を向上するための学習機会を提供することが必要です。

また、近年の大災害をきっかけに、隣近所等との共助の大切さが改めて認識されるようになりました。災害復旧や避難所運営には、女性の視点と行動力が欠かせないものとなっています。災害に対しては、日頃からの協力体制を構築し、男女のニーズの違いを考慮した防災対策を推進することが必要です。

なお、国において災害対策基本法が改正され、災害対策に多様な主体の参画を推進する規定が盛り込まれました。

【基本施策】

- (1) メディアにおける男女の人権の尊重
- (2) 防災の分野における男女共同参画の推進



18 メディア・リテラシー

情報が流通する媒体（メディア）を使いこなす能力です。メディアの特性や利用方法を理解し、適切な手段で自分の考えを他者に伝達し、あるいは、メディアを流れる情報を取捨選択して活用する能力のことをいいます。

(1) メディアにおける男女の人権の尊重

表現の自由を十分尊重したうえで、適切な情報を適切に判断する能力を培うための取組みを推進します。

また、人権侵害や暴力に結びつくような有害図書等に関する調査を行い、関係機関と連携し、撤去に向けた取組みを進めます。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	メディアにおける男女の人権の尊重	男女共同参画の視点でメディアが発信する情報を主体的に読み解き、自己発信する能力（メディア・リテラシー）を向上させるための啓発と情報提供を行います。	総務課 秘書広報課

(2) 防災の分野における男女共同参画の推進

災害時に男女がともに協力して乗り越えられるよう、日頃からの協力体制を呼びかけるとともに、男女のニーズの違いを考慮し、生活に密着した防災対策を進めます。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	防災の分野における男女共同参画の推進	防災の現場における女性や子育て家庭等のニーズの把握、地域の自主防災活動への女性の参画など、男女共同参画の視点からの防災体制の確立に努めます。	総務課

IV 女性の健康と福祉の向上【毛呂山町DV防止基本計画を含む】

1 暮らしの安定と福祉の充実

現代は、少子高齢化、核家族化が進み、家族形態や生活スタイルが変わりつつあります。また、介護を必要とする高齢者は年々増え続け、今後も高齢化が進むことにより増加の一途をたどるものと思われます。こうした社会環境の変化は、ひとり親家庭や障がい者にとっても生活を維持していくうえで、経済的・精神的に不安定な状況になりがちです。

このような状況から、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、高齢者や障がい者などの自立を支援することで、生涯を通じていきいきと暮らせる社会を形成することが求められています。

また、社会福祉サービスの充実・向上を図り、心豊かでゆとりある生活を過ごせるよう社会的支援を行うことが必要です。

【基本施策】

- (1) ひとり親家庭の支援
- (2) 障がい者への支援の充実
- (3) 介護への支援
- (4) 高齢期の生活支援



(1) ひとり親家庭の支援

ひとり親家庭は、経済的、精神的に不安定で厳しい状況に置かれがちです。親子が安心して生活が営めるよう支援を充実させていきます。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	母子・父子家庭育成事業の充実	母子・父子家庭に対し、生活の安定と自立を支援するため、各種制度の充実を図ります。	福祉課 子ども課
②	相談・指導体制の推進	母子・父子家庭に対し、生活全般のことや健康、就業について気軽に相談できる窓口を設け、総合的な生活指導力ができる体制を推進します。	福祉課 子ども課

(2) 障がい者への支援の充実

障がい者が社会を支える一員として地域社会に貢献するなど充実した生活を実現できる仕組みづくりを進めることが必要です。障がいのある人もない人もともに生活し、安心して暮らせるまちづくりを推進し、自立した生活を送るための支援体制の構築に努めます。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	障害者地域デイケア施設の充実	障がい者が、日常生活に必要な訓練や職業訓練により、自立と社会参加ができるよう地域デイケア施設の充実を図ります。	福祉課
②	地域のネットワークの推進	地域住民の協力体制を確立し、保健・医療・福祉等のネットワーク化を推進します。	福祉課
③	就労相談・就労機会の推進	障がい者が、個々の能力に応じた仕事に就けるよう関係機関と連携し、事業主に雇用の機会を促すとともに、就労相談を行い雇用促進を図ります。	福祉課 産業振興課
④	ユニバーサルデザインの導入推進	ユニバーサルデザインの理解を深め、公共施設に導入を推進します。	関係課

(3) 介護への支援

「家庭における介護は女性の役割」と固定することなく、男性を含む家族の介護への参加を促進します。また、介護保険制度の充実を図り、地域社会としても支援していくための体制づくりに努めます。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	介護保険制度の推進	介護される人が満足できるサービスを提供できるよう、介護保険制度の充実を図り、推進します。	高齢者支援課
②	介護サービスの充実	介護保険制度の対象とならない高齢者や障がい者の在宅生活を支える質の高い介護サービスの充実に努めます。	福祉課 高齢者支援課
③	介護に係る人材の確保	介護を要する高齢者や障がい者の世帯を支援するため、介護に係る人材の確保に努めます。	福祉課 高齢者支援課
④	相談体制の充実	介護に係る町民が抱える悩みは多岐に及んでおり、介護、就労、生活等について適切に対応していけるよう相談窓口の充実に努めます。	福祉課 高齢者支援課 保健センター
⑤	参加しやすい介護支援	男女の固定的役割分担意識にとらわれることなく男女ともに介護支援できるよう、男性の参加が得られる介護教室や講座を開催し、介護支援の充実に努めます。	福祉課 高齢者支援課

(4) 高齢期の生活支援

豊かな経験をもつ高齢者が生きがいをもって生活を送ることができるように、地域活動への積極的な参加を推進するとともに、学習機会を提供し、住みやすいまちづくりに努めます。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	社会参加活動への推進	長い人生の中で培われた技能・体験や生活の知恵を世代伝承する交流の機会づくりやスポーツ、レクリエーション、ボランティアなど地域社会活動への積極的な参加を推進します。	福祉課 高齢者支援課 生涯学習課 スポーツ振興課
②	学習機会の促進	高齢者の自主的な学習活動を支援するため、各種講座等の充実を図ります。	生涯学習課

2 女性の保護と健康

男女が、生涯にわたり健康でいきいきと自らの個性や能力を発揮するためには、健康づくりの意識の向上を図るとともに、各種健康診査等で疾病の早期発見や生活習慣病予防に努めるなど、女性も男性も互いの身体的特徴を十分に理解し、人権を尊重しつつ、相手に対して思いやりをもって生きていくことが大切であり、男女共同参画社会に向けて前提となるものです。

そのためには、心身の健康について正確な知識と情報を入手し、生涯を通じて健康に暮らすことができるよう、健康の保持増進に取り組んでいく必要があります。特に女性は、妊娠や出産など、各年代において男性とは異なる健康上の問題に直面することがあります。安全な性生活を営み、出産等について、女性自らが選択し自己決定できるように、社会全体が、性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ¹⁹）について十分に理解したうえで、互いの気持ちを尊重し、認識を深めることが重要です。また、次世代へ生命を引き継ぐための重要な役割を担う女性のこの権利を、男女がともに尊重することは対等な人間関係の基本となります。

男女が互いの性と健康を尊重できるような教育・啓発は緊急の課題であり、関係機関と連携して啓発を進める必要があります。

【基本施策】

- (1) 母性保護の支援
- (2) 性差を踏まえた健康づくり



19 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

「性と生殖に関する健康と権利」と訳されます。個人、特に女性が生涯に渡って、主体的に自らの身体について自己決定を行い、健康を享受する権利のことをいいます。身体的・精神的・社会的な諸権利が基本的人権として保障されるとして、子どもを産む、産まない、いつ何人産むかなどを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれます。

(1) 母性保護の支援

女性が安心して妊娠・出産の時期を過ごすことができるよう、きめ細やかな母子保健サービスを提供するとともに、法や制度の周知に努めます。また、妊娠中・出産後も安心して働けるよう、職場での理解促進を図ります。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	各種制度の促進	母性保護について理解してもらうよう、企業や従業員に対し各種制度の啓発・促進を図ります。	総務課
②	母性健康管理対策の推進	健診や健康相談、訪問指導などを実施し、妊娠・出産、育児中の女性の心身の健康保持・増進に努めます。 また、妊婦に対し、母性健康管理のための制度について普及啓発に努めます。	保健センター

(2) 性差を踏まえた健康づくり

男女それぞれの健康課題について正しい知識を普及し、男女が生涯にわたり健康に暮らせるよう、飲酒、喫煙、薬物乱用などが心身に及ぼす影響などの正確な情報提供を行うとともに、個別の健康相談業務などを通してきめ細やかな健康づくりを支援します。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	健診体制の充実	男女ともに受診しやすいよう、健康診査体制の充実に努めます。	保健センター
②	こころの健康づくりの推進	こころの健康を保持するための相談の実施や情報提供により、こころの健康づくりを支援します。	保健センター
③	母性に対する理解の推進	喫煙、過度の飲酒、薬物乱用などが妊産婦の健康に及ぼす影響について啓発・促進に努めます。	保健センター 学校教育課

3 配偶者や恋人からの暴力対策の推進【毛呂山町DV防止基本計画】

一人ひとりの人権が尊重され、心身ともに健康であることは、私たちのめざす男女共同参画社会の基本となるものです。男女共同参画社会の実現のためには、男女ともに人権が尊重されることが不可欠です。近年、DV（ドメスティック・バイオレンス）などの被害が社会問題となっており、暴力被害の防止が求められています。

暴力は、重大な人権侵害であり、男女を問わず決して許されるものではありません。また、デートDVを含むDV、ストーカー行為、性犯罪など、性に関連した暴力が問題となっており、被害者の多くが女性であるばかりか、その被害は子どもにまで及んでいる実態があります。

さらに、子どもへの虐待や性犯罪等も問題化してきていることから、全町をあげて子どもの虐待防止に取り組むとともに、子どもからのサインを見逃さないよう関係機関との連携や相談体制の強化を図ります。

なお、このことに伴い、本節を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項の規定に基づく基本計画（DV防止基本計画）として位置づけ、暴力防止のための啓発や被害者に対する相談など支援の充実に取り組めます。

【基本施策】

- (1) 暴力を許さない社会づくりの推進
- (2) 被害者の安全確保と支援体制の充実
- (3) 安心して生活再建するための自立支援の充実
- (4) 子どもの安全確保と健やかな成長への支援



(1) 暴力を許さない社会づくりの推進

DV（ドメスティック・バイオレンス）の被害者は多くの場合女性であり、これまで家庭内の問題として見過ごされ、潜在化してきました。その背景には、男女の固定的役割分担意識や女性の自立の困難さ、暴力を容認しがちな社会風潮などがあります。

住民意識調査によると、身体的暴力について「命の危険を感じるほどではないが、暴力をふるわれたことが何度もあった」、「1～2度あった」という回答は、合わせて約7%ありました。また、精神的な暴力について「大声でどなる、暴言を吐く」は、25%以上の人が「1～2度以上ある」としています。

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとの認識を広く社会に徹底するとともに、社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）の視点にたった人権尊重と暴力を許さないという意識啓発を継続的に行っていきます。

また、若年者に対しては、お互いに相手を尊重する関係を築く教育を通じた予防のための取組みを推進します。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	ストーカー規制法の普及啓発	身体の安全、名誉等が害される「ストーカー行為」を防止するため、ストーカー規制法の普及啓発に努めます。	総務課 福祉課
②	DV（ドメスティック・バイオレンス）からの保護及び防止	県等関係機関と連携し、DVの被害を受けている女性の保護に努めるとともに「DV防止法」の啓発を促進し、その防止に努めます。また、被害の実態把握に努めると同時に、相談方法を配慮し、抵抗を感じる人が気軽に相談できる環境づくりを進めます。	総務課 住民課 福祉課 高齢者支援課 子ども課 保健センター 学校教育課
③	暴力を許さない社会づくりの推進	DV防止に係る広報、人権啓発に努め、若年者に対する暴力の予防啓発を推進します。	総務課 福祉課 学校教育課

(2) 被害者の安全確保と支援体制の充実

DV（ドメスティック・バイオレンス）は、身近にある重大な人権侵害であり、犯罪ともなる行為です。

現在、町では、毛呂山町DV等対策庁内連携会議を設置し、被害者の保護、自立を支援するとともに、庁内において横断的にDV対策に取り組んでいます。

また、被害者を発見しやすい立場にある関係機関、団体等の協力のもとに、早期発見にも取り組んでいます。

被害者の支援に当たっては、被害者の意思を尊重し、よりの確な対応を行うために、引き続き相談及び保護体制の整備・充実を図っていきます。

さらに、家庭にとどまる被害者心理を理解し、被害者の安全確保と必要な支援を行うよう配慮します。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	被害者の安全確保と支援体制	DV被害者が一人で悩むことのないよう相談窓口の周知を図り、DV等対策庁内連携会議を中心に、被害者の安全確保のための体制を強化します。	総務課 住民課 福祉課 高齢者支援課 子ども課 保健センター 学校教育課

(3) 安心して生活再建するための自立支援の充実

被害者がこれまでの生活の場を離れ、新たな場所で自立するためには、住宅の確保、経済的基盤の確立、子どもの養育、心身のケアについての支援が必要となります。

現在、被害者の自立支援に当たっては、母子家庭等に対する支援制度や生活保護制度などの活用を図っていますが、既存の制度では対応が困難な場合もあります。

住民票を異動できない、離婚が成立しない、頼れる親族や知人がいないなど、被害者の置かれた状況に配慮し、各施策の実施機関において、可能な限り弾力的な運用に努めるとともに、既存の制度の運用等では十分な支援が行えないものについては、町独自の施策なども検討していきます。

また、生活再建するに当たって、被害者自身の心の回復が重要であることから、継続的にケアを行っていくための体制整備についても検討していきます。

なお、支援に当たっては、県や関係機関と連携し、職務関係者が業務により二次的被害を被らせることのないよう細心の注意を払うとともに、被害者の人権尊重を基本に、被害者が本来もっている力と意欲を信頼し、自己決定を尊重した支援を行います。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	安心して生活再建するための自立支援の充実	新たな場所で安心して自立するために、住宅の確保、経済的基盤の確立、子どもの養育、心身のケアについての支援を行います。	管財課 福祉課 保健センター

(4) 子どもの安全確保と健やかな成長への支援

平成16年の児童虐待防止法の改正により、子どもの目の前で行われるDV（ドメスティック・バイオレンス）は、児童虐待に当たるとされました。また、子どもの虐待からDVが発見されることもあります。

子どもの変化に気づきやすく、虐待を発見しやすい立場にある学校や保育所、幼稚園などが虐待や背景にあるDVを早期発見し、DVが疑われる場合には、専門機関への相談を積極的に行い、子どもたちが痛ましい事件や事故にあうことのないよう被害者と子どもの安全の確保を図ります。また、傷ついている子どもの心のケアを行い、健やかな成長を支援します。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	子どもの安全確保と健やかな成長への支援	虐待の早期発見・早期対応に努め、子どもの安全の確保を図ります。	子ども課 保健センター 学校教育課

第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

男女共同参画社会の形成を図るためには、男女を取り巻く社会的背景を踏まえたうえで、あらゆる分野での取組みを展開することが重要であり、第4章において述べた取組みについて、総合的かつ計画的に施策の推進を図ることが必要です。

また、町が直接行う施策だけではなく、関係機関、企業、住民等がそれぞれの立場で本計画の目的を理解し、主体的な取組みを展開することが期待されており、男女共同参画に関する施策を着実に推進するために、その基盤となる推進体制のより一層の充実が求められています。そのため本計画の実施においては、総合的かつ効果的に推進するため、庁内各課との調整・連携を図りながら全庁的に取組みます。

また、本計画の進行管理は、担当各課により事業進捗管理を行い、「毛呂山町男女共同参画推進会議」に諮り、住民と庁内担当各課の連携と整合性のとれた施策を推進します。

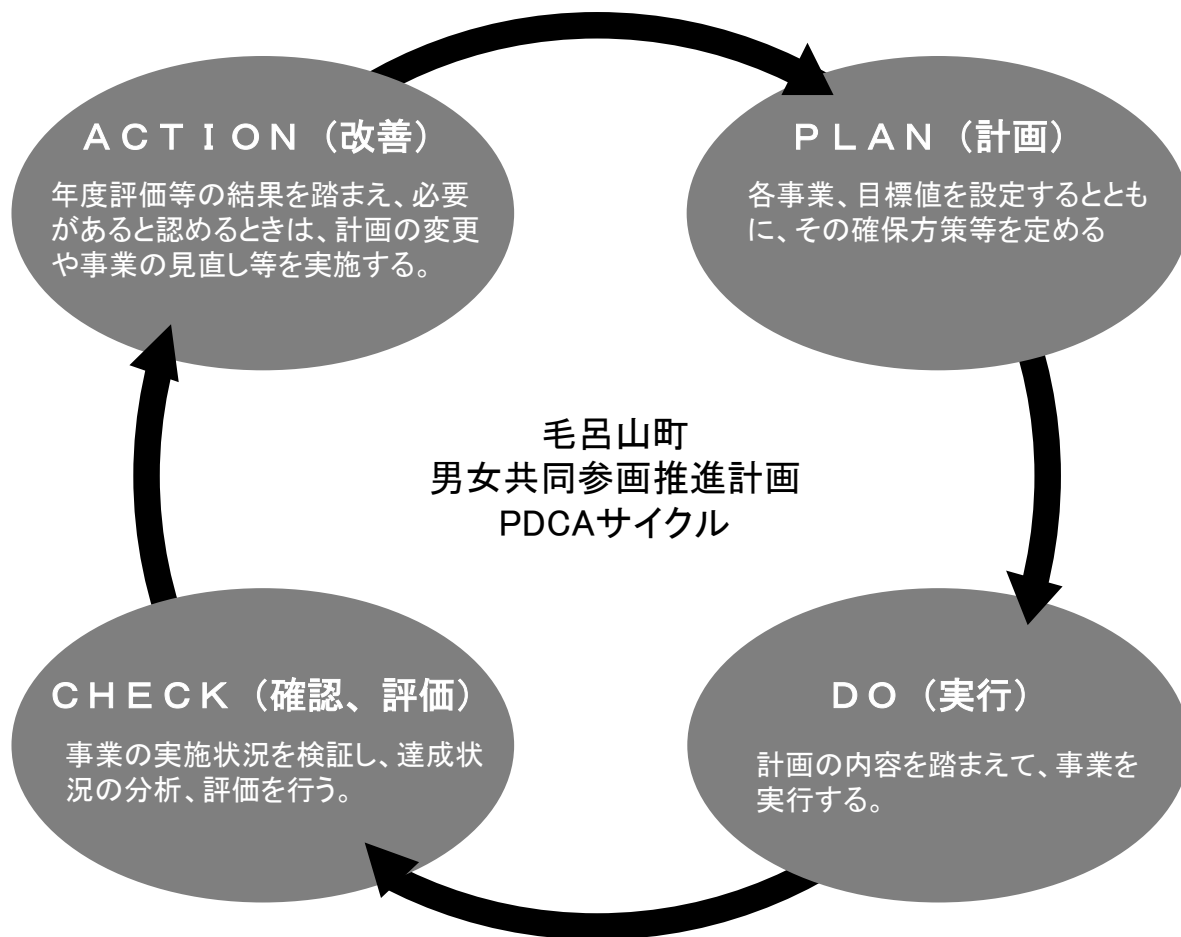


第2節 計画の評価方法

毎年次各施策の進捗状況を調査し、各施策の進行管理を行います。また、毛呂山町男女共同参画推進会議等において、各担当課で設定した目標値・評価の視点を用いてそれら进行评估し、次年度の改善へつなげていきます。

なお、各担当課での事業実施については、「PDCA（Plan：計画、Do：実行、Check：確認・評価、Action：改善）サイクル」を構築し、計画の評価・改善を行っています。

■PDCAサイクルのイメージ図



資料編

資料編

1 第三次もろやま男女共同参画プラン策定の経緯

年度	年月日	会議等名称	内容・概要	
平成26年度	平成26年 5月14日	第1回男女共同参画推進会議	<ul style="list-style-type: none"> プラン基本方針について 住民意識調査について 	
	7月30日	第2回男女共同参画推進会議	<ul style="list-style-type: none"> プラン基本方針について 住民意識調査について 	
	12月19日	第4回男女共同参画推進会議	<ul style="list-style-type: none"> 住民意識調査について 中学生意識調査について 	
	平成27年 1月30日	第5回男女共同参画推進会議	<ul style="list-style-type: none"> 住民意識調査について 中学生意識調査について 	
	3月13日	第6回男女共同参画推進会議	<ul style="list-style-type: none"> 住民意識調査について 中学生意識調査について 	
平成27年度	平成27年 5月29日 ～6月15日	住民意識調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> 町内在住20歳以上の町民2,000人 	
	6月1日 ～6月15日	中学生意識調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> 町立中学校1年生 	
	9月15日	第1回第三次もろやま男女共同参画プラン策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 意識調査結果と課題について 第三次もろやま男女共同参画プラン骨子(案)について 	
	9月30日	第2回男女共同参画推進会議	<ul style="list-style-type: none"> 意識調査結果と課題について 第三次もろやま男女共同参画プラン骨子(案)について 	
	11月12日	第3回男女共同参画推進会議	<ul style="list-style-type: none"> 第三次もろやま男女共同参画プラン骨子(案)について 	
	11月12日 ～11月20日	関係課ヒアリング(調査)実施	<ul style="list-style-type: none"> 施策内容について 	
	12月9日	第2回第三次もろやま男女共同参画プラン策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第三次もろやま男女共同参画プラン素案について 	
	平成28年 1月4日 ～1月12日	策定委員・関係課意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> 第三次もろやま男女共同参画プラン素案について 	
	1月25日 ～2月23日	パブリック・コメント実施	<ul style="list-style-type: none"> 第三次もろやま男女共同参画プラン(案)について 	
	1月27日	第4回男女共同参画推進会議	<ul style="list-style-type: none"> 第三次もろやま男女共同参画プラン(案)について 	
	2月29日	第3回第三次もろやま男女共同参画プラン策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第三次もろやま男女共同参画プラン原案承認 	
	3月3日	第5回男女共同参画推進会議	<ul style="list-style-type: none"> 第三次もろやま男女共同参画プラン原案承認(報告) 	
	3月3日	第三次もろやま男女共同参画プラン策定		

2 毛呂山町男女共同参画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 毛呂山町における男女共同参画社会の推進を図るため、毛呂山町男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、男女平等の推進と男女共同参画社会の形成に関する事項について審議し所掌する。

(組織)

第3条 推進会議は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 識見を有する者
- (3) その他町長が必要と認めたる者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 推進会議は、委員の過半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 推進会議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第7条 推進会議に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(作業部会)

第8条 推進会議に、必要に応じて作業部会を（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、町職員をもって組織する。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、平成20年8月1日から施行する。

3 毛呂山町男女共同参画推進会議委員名簿

(敬称略)

	委員名	備考
1	岩上陽子	会長
2	波田真澄	
3	小林美奈子	副会長
4	安谷屋雅子	
5	中村榮治	
6	大久保岳史	

4 毛呂山町DV等対策庁内連携会議設置要綱

(設置)

第1条 配偶者等からの暴力及びストーカー行為並びに児童、高齢者及び障がい者への虐待（以下「DV等」という。）について、庁内関係部署が相互に連携し、情報の共有を図り、DV等被害者（DV等を受けた者をいう。以下同じ。）の保護及び自立を支援するほか、DV等の防止についての施策を庁内における横断的な取組により総合的に推進していくため、毛呂山町DV等対策庁内連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連携会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) DV等被害者に対する迅速かつ適切な対応を行うための連携及び協力に関すること。
- (2) DV等の防止に関する機関、団体、民生委員・児童委員等との情報の共有に関すること。
- (3) DV等の防止に関する啓発及び研修に関すること。
- (4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第2条の3第3項に規定する基本計画の策定、推進及び見直しに関すること。
- (5) その他DV等被害者の支援に必要な施策の検討に関すること。

(組織)

第3条 連携会議は、次に掲げる課等のうちから、当該所属長が指名する職員をもって組織する。

- (1) 総務課
- (2) 住民課
- (3) 福祉課
- (4) 子ども課
- (5) 高齢者支援課
- (6) 保健センター
- (7) 教育委員会学校教育課

(会長)

第4条 連携会議の会長（以下「会長」という。）は、総務課長の職にある者をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、連携会議を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 連携会議の会議は、会長が、連携会議を組織する職員のうちから、事案に関係ある者を召集し、その議長となる。

- 2 連携会議は、その所掌事務を遂行するため、必要があると認めるときは、関係者に出

席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 連携会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 連携会議の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

5 第三次もろやま男女共同参画プラン策定委員会委員名簿

(敬称略)

	所 属	職 名	委 員 名	備 考
1	企画財政課 企画係	主 任	北 島 修	
2	住 民 課	副課長	塩 野 広 子	DV等対策庁内連携 会議委員
3	福 祉 課 地域福祉係	主 任	井 上 龍太郎	DV等対策庁内連携 会議委員
4	福 祉 課 地域福祉係	主事補	佐 藤 仁 美	DV等対策庁内連携 会議委員
5	高齢者支援課 高齢者福祉係	係 長	森 村 早 苗	DV等対策庁内連携 会議委員
6	子ども課 子育て支援係	主 査	野 口 由香理	DV等対策庁内連携 会議委員
7	子ども課 児童係	主 任	山 口 納理子	DV等対策庁内連携 会議委員
8	保健センター 保健係	係 長	栗 原 弥 生	DV等対策庁内連携 会議委員
9	生涯学習課 学習支援係	主 任	長谷川 晃	
10	学校教育課 学務係	主 任	長 島 秀 夫	DV等対策庁内連携 会議委員
	総務課	課 長	川 村 和 男	事務局
	総務課	副課長	小 川 賢 三	事務局
	総務課 自治振興係	係 長	大 野 浩 司	事務局
	総務課 自治振興係	主 査	坂 口 尊 恵	事務局
	総務課 自治振興係	主 事	初 野 彰 彦	事務局

6 関係法令

(1) 男女共同参画社会基本法

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役

割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二

項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定
公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

（２）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとしている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説

明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場

合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるとき

は、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情



三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法 の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとも

に、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主

行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に

即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生

労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定

事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機

関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者



二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項の規定に違反した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、

政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三次 もろやま男女共同参画プラン

平成28年3月発行



発行 毛呂山町

編集 総務課 自治振興係

〒350-0493 埼玉県入間郡毛呂山町中央2丁目1番地

電話：049-295-2112

FAX：049-295-0771

URL：<http://www.town.moroyama.saitama.jp>